自 己 点 検 評 価 書

令和６(2024)年度

学校法人 作陽学園

くらしき作陽大学

KURASHIKI SAKUYO UNIVERSITY

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

基準 1．使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

基準 2．学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

基準 3．教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

基準 4．教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57

基準 5．経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65

基準 6．内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．建学の精神・大学の基本理念

くらしき作陽大学（以下、「本学」という）の建学の精神は「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学の教育理念（学是）である「念願は人格を決定す　継続は力なり」は、「慈悲と智慧」及び「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者（大いなるもの）からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれるという考えからきている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道実科女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教への信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、著名な宗教家である住岡夜晃につき大乗仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂いていた。創立者は、人生の意義を教え、いかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通した心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とする学校設立を決断し、大乗仏教に基づいた「念願は人格を決定す　継続は力なり」のことばを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和5(1930)年4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」＜出典：松田藤子著「真理への道」＞との強い信念から、学校法人作陽学園（以下、本学園という）は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

２．使命・目的

本学の使命・目的については、くらしき作陽大学学則の第1章総則第2条に「本学は、大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、本学大学院の使命・目的については、くらしき作陽大学大学院学則の第1章総則第2条に、「くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」と定めている。

建学の精神を基とした本学の使命については、さらに上記の学則の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、「学校法人作陽学園寄附行為細則」第２章第５条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者への

思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。特に「菩薩道を歩む」とは音楽、食文化、子ども教育とそれぞれの専門分野は異なるが、各々がプロの職業人を目指すとともに菩薩（自利利他の実践者）を目指すことである。

３．本学の個性・特色等

本学の建学の精神は「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、本学では、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、並びに大学の教育研究機能を活かした地域貢献の３点であり、下記にその内容を説明する。

１）建学の精神に基づいた人間教育

建学の精神である「大乗仏教に基づく豊かな人間性の涵養」については、「創立者松田藤子の志」「創立者松田藤子の教え」「大乗仏教から学ぶ人間形成Ⅰ」「大乗仏教から学ぶ人間形成Ⅱ」の必修科目で講義を行い、理解と定着を促している。月例集会を開き、学長自ら新入生に直接講話を行っている。また、年に１度、創立者と物故された教職員の追悼のために「報謝の集い」と称する音楽法要を開催しており、厳粛な雰囲気の中で、参会者が「生かされている」ということへの報恩感謝の念を共有することとしている。そのほか、入学式、卒業式等の学校行事においても、学長が建学の精神に関わる講話や挨拶を行っている。このように、学生にとっては、折に触れて建学の精神の理解を深める機会が設けられている。

さらに、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」、「掃除」、「合掌」を日頃の実践目標とし、自利利他を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、新任教職員研修会、「FD(Faculty Development)&SD(Staff Development）全教職員会議（以下、「FD＆SD 全教職員会議」という）」並びに、建学の精神に関するレポート作成により理念の共有化を図っている。

２）各学部における特色ある専門教育

本学は、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の３学部で構成しており、それぞれの学部が以下のような特色ある専門教育を実施している。

音楽学部では、充実した指導陣による個人レッスンなどの実技指導を中核に据えて、進路支援を目的としたコース制度による教育を行い、多くの演奏家や音楽教育者を育て、音楽を通じて地域と連携し音楽文化の向上に寄与してきている。特に、ロシア国立モスクワ音楽院（ロシア）、カーセイジ大学（アメリカ）などの海外の大学との連携協力により、優れた音楽家・指揮者を招聘するなど質の高い教育研究を行ってきており、これは音楽学部の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色である。

食文化学部では、栄養学科、現代食文化学科ともに栄養士養成を核に教育研究を行っているが、様々な学外での実習などの充実により実践力に優れ、資格取得に強い専門教育を

行っている。特に栄養学科は、管理栄養士国家試験において、平成 26(2014)年度から令和 5(2023)年度の直近 10 か年の平均の合格率が 97.0%と優秀な成績を上げている。当該学科に入学してくる学生の偏差値は国公立大学や有名私立大学に比べ必ずしも高くないが、そのような学生たちが 4 年間の教育で、管理栄養士国家試験受験時には、これらの大学と同等かそれ以上の成績を収めていることは、食文化学部の教育力と学生の質の良さの証である。

子ども教育学部は、乳幼児期から児童期の教育を担う保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成する学部として設置された。特に、乳幼児期から児童期の子どもへの教育のための幅広い知識と実践力の修得に加えて、特別な支援を必要とする子どもへの特別支援教育力の育成に力を入れている。特別支援教育については現場に強い専門家が連携し、一貫性のある指導をチームで行っている。平成 28(2016)年度には、特別支援教育における学生の実践的指導力の育成並びに地域連携・貢献の拠点となることをねらいとして特別支援教育ラボを学部内に設立した。主な活動内容は、学生による地域存在の障害児（通常学級在籍児含む）への指導・支援、地域の関係機関との研究会の実施、教育実践活動に参加する学生と教員による学術研究である。こうした特別支援学校だけではなく通常学級や保育現場での特別支援教育の展開は、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した優れた取り組みである。

以上、本学では音楽学部の質の高い音楽力、食文化学部の資格取得に強く優れた実践力、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した特別支援教育力という特色のある専門教育に取り組んでいる。

３）大学の教育研究機能を活かした地域貢献

本学を構成する音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野である。本学は、これまでそれぞれの学部の専門分野の教育・研究を活かしながら、大学が立地している倉敷市を中心に、地域と密着した社会貢献活動を行ってきた。

音楽学部では、「演奏芸術センター」を設置し、学内外で数多くの演奏会を開催している。県内唯一の音楽学部として、倉敷市主催の催しものでのウエルカムコンサートへの教員・学生の出演や、玉島市民交流センターでのヤングコンサート、総社市で催される年末の第九演奏会への教員と学生の協力、地域の学校や各種団体からの依頼を受けた出張演奏、各種音楽団体への指導等、音楽による多様な地域貢献を展開している。また、学内の音楽施設の自治体や地域住民、音楽団体等への開放も行っており、吹奏楽コンクール等の会場としても利用されている。そのほか、個々の教員は、地域で開催される各種コンクール等の審査なども担当している。

食文化学部では、地域の食文化振興に貢献するために、市民を対象とした食文化を見直す公開講座や栄養改善指導、一次予防啓発のためのパンフレット作成、ヘルスケアレストラン（一部を市民招待）の実施、公開講座の開催並びに地域からの要請に応えた商品開発等を行っている。とりわけ「商品開発交流研究センター」では、各種技術相談への対応や産学共同による食品の開発、並びに地域開催行事への出店等を積極的に行ってきた実績がある。

子ども教育学部は、「子ども教育研究センター」を設置するとともに、幼児教育・保育や子育て支援、特別支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会、学部附属の児童文化部「ぱれっと」の乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事へのボランティア活動を行っている。また平成 24(2012)年度からは倉敷市から委託された子育て支援事業を展開する場として「どんぐりっこ」を本学附属認定こども園内に開設している。

平成 26(2014)年度からは、岡山県から「おかやま子育てカレッジ」に指定され、学部が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用し、協働による地域ぐるみの子育て支援を行っている。このように幼児教育・保育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、特別支援教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしてきた。特に特別支援教育には力を入れており、特別支援教育ラボの活動を通して、障害のある子どもとその保護者の支援、倉敷市内小学校の特別支援学級の児童の学習支援や倉敷市特別支援アドバイザー事業への支援などを行っている。

このような学部や附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、平成 22(2010)年度からは全学組織として学内に「地域・学校連携委員会」を組織し、倉敷市玉島地区を中心とした子どもと保護者のための「さくようキッズキャンパス」事業なども開催している。

加えて、平成 23(2011)年には総社市と連携協力に関する協定書を締結し、学校現場での巡回コンサートや学校支援ボランティア、市役所へのインターンシップ、市民向けコンサート等、さまざまな分野において連携を深めてきた。音楽・教育・文化・まちづくりの分野において連携・協力していくことで地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与している。

また、平成 26(2014)年度には、本学は文部科学省「地（知）の拠点（COC）整備事業（以下、「COC 事業」という）」に採択された。共同申請した倉敷芸術科学大学と本学は地域志向の大学として、倉敷市とともに教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開を行ってきた。「COC 事業」は平成 30(2018)年度に終了したが、終了後もこれまで同様の活動を続けている。

これらの地域貢献活動は、教育研究成果の地域への還元というだけではなく、本学の使命である菩薩道の実践でもある。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学園の沿革

本学園は、昭和 5(1930)年 4 月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

昭和 25(1950)年頃から、全国に実学を中心とした修学年限 2 年の短期大学が全国各地で創立されはじめたが、本学園は、昭和 26(1951)年に岡山県では最初の短期大学として家政科を設立した。

昭和 41(1966)年 4 月には、4 年制の作陽学園大学が音楽学部のみの単科大学として創立され、その後作陽音楽大学に改称し発展してきた。平成 8(1996)年 4 月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、平成 9(1997)年 4 月には、くらしき作陽大学に改称するとともに、食文化学部を設置した。平成 20(2008)年 4 月には、子ども教育学部を新

たに設置し、現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。さらに平成 22(2010)年 4 月には、大学院音楽研究科を設置した。平成 25(2013)年 4 月には、くらしき作陽大学附属幼稚園を設置（平成 27(2015)年 3 月廃止）し、平成 27(2015)年 4 月、同幼稚園をくらしき作陽大学附属認定こども園（幼保連携型認定こども園）へと移行した。令和 5(2023)年 4 月には、岡山県作陽高等学校が倉敷市玉島地区に移転するとともに、岡山県作陽高等学校を作陽学園高等学校に改称した。

以下に本学園の沿革について時系列で示す。

本学園の沿革		
昭和 5(1930)年	4 月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和 11(1936)年	3 月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和 19(1944)年	4 月	岡山県作陽女子商業学校と改称
昭和 21(1946)年	3 月	財団法人設立認可
昭和 22(1947)年	4 月	岡山県作陽中学校設置
昭和 23(1948)年	4 月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和 25(1950)年	12 月	学校法人作陽学園設立
昭和 26(1951)年	4 月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和 26(1951)年	4 月	作陽短期大学設立
昭和 38(1963)年	4 月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和 41(1966)年	4 月	作陽学園大学設立
昭和 43(1968)年	4 月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和 50(1975)年	4 月	作陽音楽大学音楽学部に教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設
昭和 62(1988)年	4 月	作陽短期大学に情報処理学科設置
平成 8(1996)年	4 月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年	4 月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称
平成 9(1997)年	4 月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成 11(1999)年	3 月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成 11(1999)年	6 月	チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成 14(2002)年	4 月	くらしき作陽大学食文化学部にフードシステム学科、栄養学科増設
平成 15(2003)年	9 月	作陽短期大学情報処理学科廃止
平成 20(2008)年	4 月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成 21(2009)年	4 月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成 21(2009)年	4 月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成 21(2009)年	4 月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称

平成 22(2010)年	4 月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置
平成 26(2014)年	3 月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科廃止
平成 27(2015)年	3 月	くらしき作陽大学附属幼稚園廃止
平成 27(2015)年	4 月	くらしき作陽大学附属認定こども園を設置
平成 27(2015)年	4 月	作陽音楽短期大学音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離
平成 29(2017)年	3 月	くらしき作陽大学音楽専攻科廃止
平成 31(2019)年	3 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科廃止
令和 2(2020)年	4 月	作陽音楽短期大学を作陽短期大学に改称
令和 5(2023)年	4 月	岡山県作陽高等学校倉敷移転、岡山県作陽高等学校を作陽学園高等学校に改称

2. 本学の現況

・大学名　　くらしき作陽大学
・所在地　　〒710-0292 岡山県倉敷市玉島長尾 3515
・学部、研究科構成　　音楽学部
　　音楽学科
　　食文化学部
　　現代食文化学科
　　栄養学科
　　子ども教育学部
　　子ども教育学科
　　大学院音楽研究科

・学生数、教員数、職員数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

1）学生数

（学部）

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	12	26	38	13	65	78	9	39	48	34	130	164
2 年	9	26	35	8	99	107	10	61	71	27	186	213
3 年	22	47	69	15	103	118	17	92	109	54	242	296
4 年	12	26	38	14	75	89	10	89	99	36	190	226
計	55	125	180	50	342	392	46	281	327	151	748	899

（大学院）

	音楽研究科		
学年	男	女	計
1 年	1	2	3
2 年	2	1	3
計	3	3	6

2）教員数

（学部）

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	3	2	5	8	4	12	8	4	12	19	10	29
准教授	1	2	3	0	4	4	0	2	2	1	8	9
講師	1	1	2	2	4	6	1	2	3	4	7	11
助教	0	0	0	1	2	3	4	1	5	5	3	8
計	5	5	10	11	14	25	13	9	22	29	28	57

（大学院）

	音楽研究科		
	男	女	計
教授	0	2	2
准教授	0	2	2
講師	0	1	1
助教	0	0	0
計	0	5	5

※音楽学部の教員が兼務

3）職員数

職名	男	女	計
正職員	12	4	16
嘱託職員	7	17	24
臨時職員他	7	11	18
計	26	32	58

※法人所属の職員を含む

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

本学は、「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 2 章第 2 条において、建学の精神を「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を備えた人材を育成する」と明記し、第 3 条に学是を「念願は人格を決定す　継続は力なり」、第 5 条に使命を「菩薩道を歩むプロの養成」と明文化している。

本学の使命・目的については、「学校法人作陽学園寄附行為細則」に基づき、くらしき作陽大学学則及びくらしき作陽大学大学院学則において、下記のように規定している。

使命・目的
くらしき作陽大学学則　第 1 章総則第 2 条 本学は、大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。 くらしき作陽大学大学院学則　第 1 章総則第 2 条 くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

本学及び本学大学院の教育目的については、各学部・学科・研究科単位で下記のように、具体的かつ明確に定めている。

音楽学部の教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。

音楽学科

国際的な音楽文化の教育研究を通して、音楽に関する豊かな感性と高度な技術とともに、社会性ある音楽家を養成する。

食文化学部の教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。

現代食文化学科

食に関する教育研究を通して、食を総合的に学修した食文化に強い心豊かな栄養士ならびに教員等を養成する。

栄養学科

食と健康に関する教育研究を通して、健全な未来社会を築くために貢献できる心豊かな管理栄養士を養成する。

子ども教育学部の教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育及び子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育及び子育て支援の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。

子ども教育学科

保育と教育、子育て支援に関する教育研究を通して、現代の保育・教育現場に求められる高度な専門性と実践力を持った、心豊かな保育・研究等に従事する人材を養成する。

大学院音楽研究科の教育目的

広い視野に立って音楽に関する精深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 2 章に明記しているように、建学の精神と教育理念、大学の使命について以下の通り表して浸透を図っている。

①建学の精神 ：

「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を備えた人材を育成する」

②教育理念（学是）:「念願は人格を決定す 継続は力なり」

③本学の使命 :「菩薩道を歩むプロの養成」

これらのことは「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」等に掲載し、周知を図っている。また、1 年生必修科目「創立者松田藤子の志」「創立者松田藤子の教え」で使用するテキスト「まはーやーな」において、本学の使命・目的及び教育目的、創立者のことば

等を簡潔に文章化し、示している。さらに入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても､建学の精神への理解が得られるように努めている。教職員に対しては､「新入教職員研修会」､「FD&SD 全教職員会議」での講話等に加え、学園長から毎年示される建学の精神に係るテーマについて全教職員がレポートを執筆し、原稿を PDF 化したうえで配付することにより、理念の共有化を図っている。また、正門付近に学是碑を建立し、教育理念のより広い浸透を図っている。

1-1-③　個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、また教育研究機能を活かした地域貢献である。建学の精神かつ地域貢献については、新入生に対して新入生オリエンテーション、全学部必修科目の「創立者松田藤子の志」「創立者松田藤子の教え」及び地域貢献科目で詳細に説明している。

学生便覧においては、本学の理念、目的、教育方針、学則、各学部の教育目的としての養成すべき人材像を明示している。音楽学部の教育目的は「建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。」である。食文化学部の教育目的は「建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。」である。子ども教育学部では「建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育及び子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育及び子育て支援の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。」と教育目的を明示している。

また、大学院音楽研究科では､「広い視野に立って音楽に関する精深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。」と明示している。

教職員全員に配付する教職員便覧においては、教育方針、建学の精神、学是、使命、各学部・学科の教育研究上の目的､「作陽学園教職員倫理憲章」を明示している。とくに本学の使命を実践する地域貢献については、各部門の目的において社会貢献に向けて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

本学ホームページでは、建学の精神、学是、使命・目的等を公表している。

加えて平成30(2018)年、ブランドコンセプトとしてのタグラインを作成した。その目的は学園としてどのような学生を育成したいのか、またどのような立場で地域社会とかかわるのか、本学の現代や未来への価値や役割をわかりやすく言語化して、広く社会に伝えることである。作成の過程では、各学科、各部署の教育職員、事務職員の代表者が集まりワークショップを行い、学園の強み、可能性及びあるべき姿などを話し合い、共通のコンセプトを明確にした。その結果、本学のタグラインを「ひとの心を動かすひとになる。」とし、本学のホームページ、テレビ・新聞、交通広告及びパンフレット等に明示している。このタグラインは本学の建学の精神を分かりやすく伝えるものであり、本学園に関わる全教職員、全学生の行動指針となっている。

1-1-④　変化への対応

本学は、平成 8(1996)年 4 月に岡山県北の津山市から倉敷市玉島地区に移転し、平成 9(1997)年 4 月にくらしき作陽大学に改称するとともに、音楽学部に加えて食文化学部を設置、平成 20(2008)年 4 月に子ども教育学部を設置、平成 22(2010)年 4 月には大学院音楽研究科を設置した。現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部、1 大学院音楽研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間時代や社会の変化に応じて、学科編成を変えるなど様々な取組を行ってきた。

音楽学部では、平成 18(2006)年に教育音楽学科から音楽教育学科へ名称変更を行い、平成 19(2007)年に音楽学科に音楽デザイン専修を開設した。さらに、平成 24(2012)年より音楽教育学科に音楽デザイン専修とアートマネジメント専修を移し、音楽学科に演奏系専修を、音楽教育学科に教育文化系専修を集約した。そして平成 25(2013)年からは、様々な思いや学習動機をもって入学する学生の学習ニーズと多様な進路希望に対応するために、音楽学科と音楽教育学科を統合し、モスクワ音楽院特別演奏コース・演奏芸術コース・教育文化コースの 3 コース制に再編成した。

食文化学部の現代食文化学科は、栄養士養成を核とした食生活学科としてスタートしたが、栄養士法の改正による管理栄養士の役割の拡大と強化により、志願者数が減少した。それを受け、フードシステム学科を設置し、食を取り巻く様々な状況を勘案し、未来のあるべき姿を見据えたフードシステムを構築し、その任を担い貢献できる人材の養成を目指したが、問題意識をもつ企業側には理解されたものの、受験生やその保護者の理解には至らなかった。そこで、更なるニーズ等を調査・検討し、平成 21(2009)年に食品産業界で活躍する人材の育成を目的とした食産業学科に改組したが、志願者数の低迷を回復するに至らなかった。以上のことから、平成 23(2011)年に 2 学科を統合し、新たに現代食文化学科に再編している。一方、栄養学科では、管理栄養士養成施設の使命を果たすべく、常に学生の動向等を見守りながら、主体的学修ができる環境を整え、効率的な学修へ導く教員のサポート体制を強化した。

子ども教育学部は、平成 20(2008)年に作陽短期大学幼児教育学科の伝統を引き継ぎ、子ども教育学科 1 学科で発足した。当学科は「保育士」「幼稚園教諭一種免許状」「小学校教諭一種免許状」の 3 つの免許・資格の取得を可能とし、建学の精神である大乗仏教に基づいた人間性の涵養を基軸に「子ども教育のプロ」の養成を目標とした。平成 21(2009)年度には、特別な支援を必要とする発達障害のある子どもたちに対する専門家が教育現場では少なく、これらの指導が行き届いていない現状に鑑みて、「特別支援学校教諭一種免許状」を取得できるようにした。このことに伴い、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生においても、特別支援教育に関する専門的な学修を通じて、保育士又は教員としての資質領域の幅を広げることが可能となった。

平成 22(2010)年に開設した大学院音楽研究科音楽専攻については、器楽領域・声楽領域・作曲領域を、平成 25(2013)年から演奏芸術領域・教育文化領域・音楽文化領域に再編成。また、平成 28(2016)年からは演奏芸術領域・音楽文化領域の 2 領域で編成している。

さらに、学園全体としては、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」とした、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度

にかけての中期計画を策定し、①菩薩道（生き生きとした教育）に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。また、中期計画を加速させるために、平成 27(2015)年度には、「経営改善計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」を立案し、成果を上げた。

令和 2(2020)年度からは、「第二次経営改善計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」を策定し、確固たる経営基盤を維持するための様々な計画、逐次具体的レベルへ絞り込む実施方策、何よりも建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、並びに学生の学修力の向上を進めている。

また、従来、各学部で検討・設定していた教育目的や教育課程の編成方針について、中期計画を契機として全学的な見直しを行った。これにより全学部とも、社会環境に応じた新しいポリシーを設定し、平成 25(2013)年度には本学の使命・目的を実現するための方策として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を見直した。平成 29(2017)年度、さらなる改訂を行い、組織的、総合的に教学運営を進めることとした。これらの 3 つの方針については、学内で共通理解するだけでなく、ホームページ等を通じて広く学外にも公表し、高等教育機関としての社会的責任を果たそうとしている。さらにその 3 つの方針を客観的に評価するために、平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定した。本学のアセスメント・ポリシーでは「学校法人作陽学園寄付行為細則」第 6 条に基づき、上記 3 つの方針に鑑みて、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で学修成果を評価する方法を定めている。就職率や進路状況、資格・免許の取得状況、学位授与状況等の結果を本学ホームページで公開するとともに教育改善に活用している。

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

21 世紀の課題は持続可能な社会への転換である。高度情報化と少子化、グローバル化が急速に進む中、世界的に経済、政治、教育、文化、環境などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学の特色である人間教育を中心とした教育がより重要になってくるため、今後はさらにその浸透を図っていく。

令和 7 年度からは、新たな中期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）を開始する。本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、本学の学部学科構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を常に図っていく。とくに、定員割れを起こしている学部・学科においては、教育内容の改革・充実や広報活動の強化などにより現状の改善を図るべくさらに努力する。また、本学では、安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分の実施に努めてきたが、今後はこれらをさらに徹底していく。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

（1）1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成 18(2006)年に「運営会議」、理事会の議を経て「学校法人作陽学園寄附行為細則」に明文化されている。

教職員は年間 2 回の「FD&SD 全教職員会議」と、毎年配付する建学の精神に関するレポートの執筆を通じて、本学園及び本学の建学の精神や使命・目的についての理解を深めてきた。このレポートは、毎年、理事長から建学の精神の理解を促進するためのテーマが示され、教職員はそのテーマについて執筆し、原稿を PDF 化したうえで、毎年全教職員に配付している。

また、毎年発行配付している「教職員便覧」の見開きページにも教育方針として学園長の言葉が明示され、教職員に理解を促している。

1-2-②　学内外への周知

受験生・保護者並びに社会に対しては、「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。在学生には「学生便覧」等を配付し、「創立者松田藤子の志」「創立者松田藤子の教え」などの卒業必修科目の授業及び使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。

正門には学是「念願は人格を決定す　継続は力なり」を刻した石碑を設置しており、学生はこの学是を確認しながら通学している。また、「創立者松田藤子の志」「創立者松田藤子の教え」では、毎月 1 度、学長の法話があり、年に 1 度の学園行事として催される「報謝の集い」では、学園創立者並びに物故された教職員と卒業生に報謝の念が捧げられる。これらの法話や「報謝の集い」を通じて、学生は感謝と報恩の念を共有するとともに、建学の精神への理解を深めている。

教職員には、前述したように毎年「教職員便覧」を配付し、新任教職員採用時には創立者の伝記である「法灯永久に輝かん」を配付して、建学の精神の理解と共有を進めている。

また、平成 27(2015)年 2 月に本学創立 50 周年を記念して、図書館 1 階に松田藤子記念ホールを開設し、「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学図書館」から「松田藤子記念図書館（以下、「図書館」という）」に改称した。同館では本学園創立者・松田藤子が残した芸術作品類や著作物等の収集、10 数冊に及ぶ写真帳の時代考証、「松田藤子年譜（前史・本史）」の再整理を行い、建学の精神（教育信条）や教育思想（教え）など松田藤子に関する人物像、思想、事蹟などを解り易く展示紹介している。建学の精神の真髄に触れることができる同館には、教職員・学生・卒業生が多数訪れている。

1-2-③　中長期的な計画への反映

過去に策定された「中期計画（平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度）」では、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、その実現に向けては、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上が必須であり、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」、「菩薩道の実践に努める」ことが示されている。次いで「学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体した教養教育、専門教育、キャリア教育において、学年ごとに具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

さらに「経営改善計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」及び「第二次経営改善計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」においては、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」が掲げられた。それにより「大乗仏教に基づく豊かな人間性の涵養」を建学の精神とし、自利利他（自己を磨き他者へ貢献）を行う菩薩の道を歩む職業人の養成を目指し、将来、音楽、食文化、子ども教育の各専門の分野で立派に社会貢献しつつ、かけがえのない人生を感謝の念で生きる、感性豊かな人材を育成するという本学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

1-2-④　三つのポリシーへの反映

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも、下記のように建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

くらしき作陽大学の三つの方針

【ディプロマ・ポリシー】

くらしき作陽大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「学士力」を修得することを目標としています。

・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
・修得した専門知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

【カリキュラム・ポリシー】

くらしき作陽大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を編成します。

・建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
・各学部・学科独自の専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
・職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

【アドミッション・ポリシー】

くらしき作陽大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れます。

・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
・学修に必要な専門的技術や基礎学力を身につけている人。
・目標をもって努力を続けることができる人。

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学園は教育研究上の目的を果たすため、本学のほかに短期大学、高等学校、大学附属認定こども園を設置している【図】【図】。

また、建学の精神の浸透と本学の宗教教育内容の検討を目的とした「仏教文化研究センター」、本学のIR(Institutional Research)機関としての機能を持つ「学園IR」を設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学の教育研究成果の社会への還元を目的とした「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「子ども教育研究センター」を設置して、地域との交流を図っている。

本学の教育目的は、「学校法人作陽学園寄付行為細則」第 4 条の通り、くらしき作陽大学学則に定められている。本学の教育研究に係わる重要事項は、「くらしき作陽大学学則」の定めるところにより、本学の教授等で構成する「学部教授会（以下、「教授会」という）」の意見を聴き、学長が決定することとしている。また、本学 3 学部 4 学科の専攻編成も本学の教育目的の達成を図るために必要である多様な分野を包括したものである。

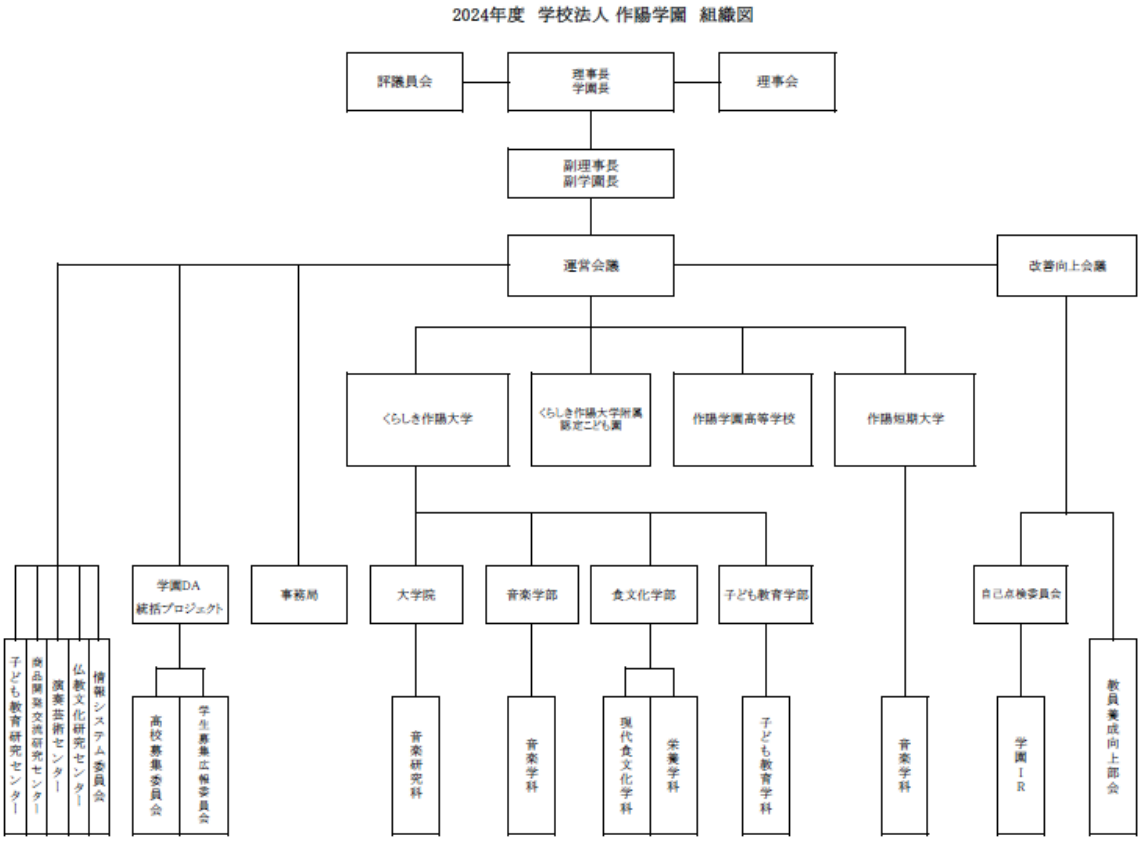

【図】学校法人作陽学園組織図

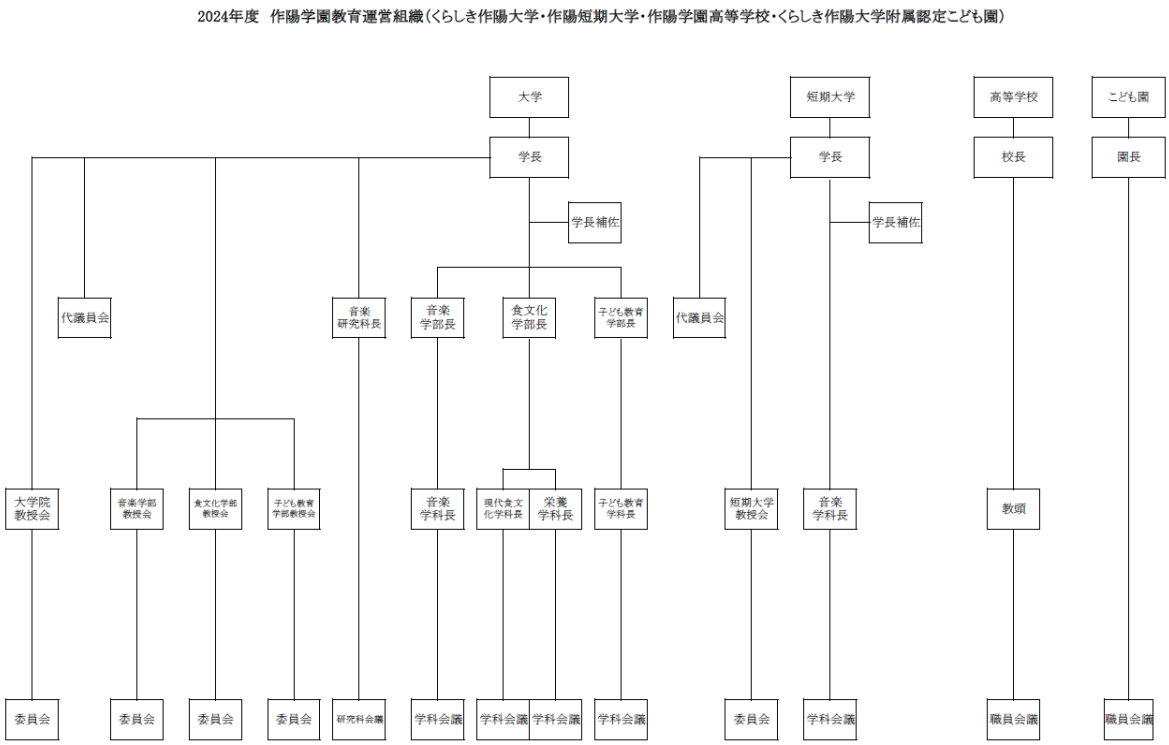

【図】学校法人作陽学園教育運営組織

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、本学の学部学科構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力及び志向に応じて、常に改善・向上を図っている。

具体的には、「中期計画（平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度）」において、①建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上と学生の学修力の向上を図ること、②本学の「学士課程教育の構想」に沿って教育の質の保証を促進すること、③安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と人件費の適正管理及び経費の効率的な配分を行うことを計画実施した。

また、その後の「経営改善計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」及び現行の「第二次経営改善計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」の内容を実施することで、本学の使命・目的及び教育目的の反映の実現につなげている。

さらに、令和 7(2025)年度からは、新たな中期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）を開始させ、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を図っていく。

［基準 1 の自己評価］

本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示しており、法令にも適合している。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、並びに使命である菩薩道の実践としての地域貢献の 3 点であり、その使命は「運営会議」、「改善向上会議」、理事会を通じて教職員の意見を反映したものである。そのことは「FD&SD 全教職員会議」、建学の精神に関するレポート等を通じて教職員は理解している。在学生に関しては授業、追悼法要等の行事を通じて理解を得ている。

また、改善・向上のために、「改善向上会議」の設置や「経営改善計画」の策定による管理等の施策を講じており、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神を基礎とした大学（学部）及び大学院それぞれの特色、教育方針及び使命から導かれる理想の学生像を実現するための入学者受け入れ方針である。アドミッション・ポリシーは「学科会議」、「教授会」及び上位会議等で協議を重ねた上で入念に審議され、全教職員の共通認識の下、次の通り定めている。

学部・研究科ごとのアドミッション･ポリシーは次の通りである。

《音楽学部のアドミッション・ポリシー》

・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
・音楽に関する学修に必要な専門的技術と基礎学力を身につけている人。
・音楽に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《食文化学部のアドミッション・ポリシー》

・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
・食に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
・食に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《子ども教育学部のアドミッション･ポリシー》

・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
・保育、教育、および子育て支援に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
・子どもの保育と教育に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《大学院音楽研究科のアドミッション・ポリシー》

・大学院音楽研究科での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各領域・専攻で必要とされる資質・態度を有する人。

これらのアドミッション・ポリシーは、本学のホームページ及び入学試験要項に明示することによって広く周知を図っている。さらに、受験生、高校及び短期大学に対しては、高校訪問、短期大学訪問、進学説明会、受験相談、オープンキャンパス、オープンセミナー、音楽講習会等の機会を利用して、高校生及び高校教員、保護者等へ直接説明することよって周知に努めている。

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験は、アドミッション･ポリシーにかなう入学者を選抜するため、入試区分ごとに募集人員、試験の時期、試験の回数及び試験科目や配点を工夫しながら、適切に選抜を実施している。

《音楽学部》

音楽学部は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行なうため、各コースや専修によって異なる試験科目や実技課題を与え、それぞれに一定の選考基準を設けて公正で適切な合否判定を実施している。入学試験は、一般選抜、総合型選抜（音楽講習会型、探究型）、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校・音楽指定校）、学校推薦型選抜（作陽学園高校）などを実施している。入学試験に先立って実施する音楽講習会を春期・夏期・秋期・冬期の 4 期から 1 月、4 月、8 月を除く年 9 回開催し、受験生が、より本学の理念とアドミッション・ポリシーを理解したうえで受験するように改善した。さらに、総合型選抜（音楽講習会型、探究型）合格者に対しては入学前導入教育プログラムを実施し、本学の教育理念と入学後に必要とされる基礎的な専門知識を事前に学習する機会を提供している。このほか、外国人留学生入学試験、帰国子女入学試験、社会人入学試験も実施しており、留学生に対しては秋入学も認めて学びの門戸を開いている。

前述の音楽講習会のほか、中四国・九州の吹奏楽連盟と連携した高等学校でのクリニックや地方レッスン会、学内外で多数開催する演奏会、コンクール等においても本学の建学の精神と指導力や音楽力をアピールし、アドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生の獲得につなげている。

《食文化学部》

食文化学部は、アドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な方法で、適切な入学者の選抜を行い、学科ごとに合否判定を実施している。入学試験は、一般選抜、総合型選抜（小論文型、口頭試問型、探究型）、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（作陽学園高校）、大学共通テスト利用入試、外国人留学生入学試験、社会人入学試験及び帰国子女入学試験等の制度を設け、実施している。高等学校の学習指導要領の改訂に準じ、試験科目を増やし、ニーズが多様化する受験生に対応しながらアドミッション･ポリシーに沿った優秀な学生の獲得を図っている。高校生を対象とした公開講座（オープンセミナー）のほか探究学習ワークショップを導入し、イベントを通じて学科の特長や魅力を高校生へ伝えている。両学科とも一般選抜及び大学共通テスト利用入試を除く入学試験時には受験者に面接を課しているほか、事前に面談を受ける機会も設けて入学後のミスマッチを減らす取り組みも行っている。

さらに､両学科とも入学前導入教育プログラムとして､年内合格者に対して課題を課し、入学予定者を対象とした「化学と生物学 入門講座」を 2～3 月に開講しているほか、総合型選抜合格者には、別途、外部プログラムを準備し、基礎学力の担保を図っている。これらは、入学後に必要とされる栄養士・管理栄養士として修得すべき科学的知識や思考の基礎を築くことが目的である。

《子ども教育学部》

子ども教育学部は、アドミッション・ポリシーに則り、適切かつ公正な方法で、入学者の選抜を行っている。入学試験は、一般選抜、総合型選抜（小論文型、プレゼンテーション型、探究型）、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（作陽学園高校）、大学共通テスト利用入試の制度を設け、実施している。高等学校の学習指導要領の改訂に準じ、試験科目を増やし、ニーズが多様化する受験生に対応しながらアドミッション･ポリシーに沿った優秀な学生の獲得を図っている。高校生を対象とした公開講座（オープンセミナー）のほか探究学習ワークショップを導入し、イベントを通じて学科の特長や魅力を高校生へ伝えている。

さらに、総合型選抜合格者に対しては、入学後、大学での学修や生活がスムーズに始められるよう入学前導入教育プログラムを実施している。内容は、大学が選定した課題図書を読み、5 つのテーマについて原稿用紙にまとめるものである。

また、別途、外部プログラムを準備し、基礎学力の担保を図っている。これらは、入学後に必要とされる保育者・教育者として修得すべき知識や思考の基礎を築くことが目的である。

《大学院音楽研究科》

大学院音楽研究科の入学試験では、口頭試験、面接、外国語試験、専攻科目試験を実施している。また、外国で受験資格を得た志願者に対しては、通常の外国語試験に代えて、日本語の試験を実施している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行なうため、専攻科目試験は、領域や専攻ごとに異なる課題を課し、より深い知識と研究能力及び意欲を有する学生の受け入れを図っている。入学試験は第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期に分けて 3 回実施しており、志願者は複数回の受験が可能である。

なお本学には、入試の基本方針を定める「全学入試委員会」があり、その下部に「入学試験問題作成委員会」を設置している。「入学試験問題作成委員会」では入試科目に応じて専門性の高い適格な教員を学長に推薦し､学長が入試問題作成を当該教員に委嘱している。当該委員会は、試験問題の校正・点検も行い、試験問題作成に係るミスの防止（チェック）体制も整えている。このように本学では入試問題の作成は大学が自ら行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員は 370 人であり、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度までの入学者推移は増加傾向にあったがその後減少傾向になっている。令和 5(2023)年度の入学者数は 224 名で、充足率は 60.5%であった。令和 6(2024)年度の入学者数は 163 名で、充足率は 44.1%であった。

下表【表】に、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)までの全学の入学定員とその充足率の推移を示す。入学定員が充足されていない状況は続き、充足率も低下傾向にある。改めて、本学の強みとともに受験生のニーズ、外的環境の変化、志願者の増減にあわせた改革および対応を実施し、入学者確保に一層の努力をしていく必要がある。

【表】定員充足率（全学部）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
入学定員(人)	370	370	370	370	370
入学者数(人)	258	236	294	224	163
充足率(%)	69.7%	63.8%	79.5%	60.5%	44.1%

大学院音楽研究科の入学者は、令和 2(2020)年度～令和 4(2023)年度が各 1 人、令和 5(2023)年度～令和 6(2024)年度は各 3 人である。大学音楽学部同様に入学者確保に一層の努力を要する。

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7(2025)年度より、新設学部を設置するとともに、食文化学部の入学定員を 160 名から 130 名、子ども教育学部の入学定員を 150 名から 120 名に変更する予定である。また、現代食文化学部の学科名称を食マネジメント学科に改称する。高校生及び社会のニーズを把握して学科及びコースを再編成するとともに、教育の質保証と就業力の向上によって、入学希望者を増加させ、学科ごとの入学定員及び収容定員の改善に努める。

高校生に対しては、本学に関する的確かつ適切な情報を発信し、競合優位生を高め、本学の理解を深められるように導くことによって、入学後に発生する入学者の学びのニーズと本学の教育内容及び方針との間のミスマッチを防ぐとともに、本学の建学の精神に基づく教育目的の実現を図る。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って学生を育成するにあたり、アドミッション･ポリシーにかなった学生を受け入れるために、今後も外部へアドミッション･ポリシーを周知させる継続的な努力をしていく。特に受験生、保護者及び高校の教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスやオープンセミナー、音楽講習会、探究学習ワークショップ等の様々な機会を通じて、さらに理解が得られるように努める。

入学者の選抜方法は、アドミッション・ポリシーに沿った選考を行うために、多様な入試形態を用意するとともに、入学試験の時期、方法、試験科目及び選考基準等について、入学後の学修の状況等も勘案して一層改善していく。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

１）教職協働体制

本学における学修支援体制については、教職員で構成する学生・学修支援委員会と学生担当職員で構成する学生支援室とが連携し、全学的な支援体制のもとで実施しており、教員と職員それぞれがもっている知識、技能及び思考を発揮することにより、教職協働体制を確立している。学修支援、授業支援及びキャリア支援に係る会議体である「教授会」、「学科会議」、「全学教務委員会」、「全学キャリア支援委員会」、「学生・学修支援員会」及び「全学教職課程運営部会」等も教員と職員により構成しており、学生の学修支援に関する教員と職員の協働体制を整えている。

２）アドバイザー制度

教員による学修・生活支援体制の一環としてアドバイザー制度を設けており、各学部の学生の状況に応じた支援を行っている。アドバイザーは、担当学生の学籍情報、成績、授業出欠状況、履修状況、ポートフォリオ及び面談記録などを本学ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT（以下、「UNIPA」という）」上で確認することができ、学生の状況に応じて対応している。アドバイザー制度の概要は次の通りである。

①学生１人に対して、教員１人または２人のアドバイザーが付く　②履修指導、資格取得指導、学修指導及び生活指導等の大学生活全般にわたる指導を行う　③「UNIPA」で担当学生の履修登録状況、出席状況及び成績等を確認し、適宜かつ速やかに助言や指導を行う　④定期的に面談を行い学生の状況を把握したうえで、「UNIPA」プロファイルに記録する　⑤学生に面談可能な時間（オフィス・アワー）やメールアドレス等を示し、随時学生が連絡を取りやすい環境を整える　⑥進路、心身の悩み及び生活相談等様々な相談に応じる　―の６点がアドバイザーの主な業務内容である。学生が問題を抱えたときは、即時に面談に対応できる体制を整えており、常に学生一人ひとりと向き合った支援を展開している。個人面談を重ねることによって、アドバイザーと学生との信頼関係が構築され、学生の個別的事情を配慮した指導や助言を行うことにより、体系的な学修・生活支援を可能にしている。これらアドバイザーが行うべき事項ついては、「教職員便覧」及び「学生便覧」に記載し、教職員及び学生へ周知している。

また、学生に関する情報はアドバイザー教員が「学科会議」で報告し、学科の教員全員で情報を共有し、諸問題を解決する体制を整えている。このように、徹底した少人数制の支援体制を整備し、きめ細かく適切な指導を行うことは、本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」の実現手段である「学生のために時間と労力をおしまず情熱をもってあたる」の具現化に結び付いている。

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

１）初年次教育

１年生の必修科目として設置している「キャンパスライフデザインⅠ・Ⅱ」では、大学において自律的に学ぶために必要な心構えや学習の見通し、学び方を身に着けることを目標として、初年次教育を行っている。

また、「キャンパスライフデザインⅠ・Ⅱ」内では、「株式会社進研アド」による「基礎力リサーチ」を１年生に課している。新入生の基礎学力と学習状況を把握するとともに、結果は、アドバイザーが学生と面談しながら個別にフィードバックを行う。さらに、「ラー

ニングサポートセンター」を設置し、基礎学力に不安を持つ学生のサポート体制を整えている。

1 年生の必修科目である「創立者松田藤子の志」及び「創立者松田藤子の教え」では、月に 1 度のペースで学長による法話が実施される。法話の中心は建学の精神をテーマにしたものであり、聴講した学生はテーマに対して感じたことや自分の意見をレポートにまとめ、アドバイザー教員が添削をする。レポートを添削することで、文章力、学力及び学生たちが抱く考えや置かれている状況を教員が把握することにつながっている。これらの取り組みにより、1 年生は建学の精神に対する認識を深め、自らの学びの目的を明確化させる好機となっている。

２）オフィス・アワー制度

本学教員は週に最低 1 コマはオフィス・アワーを設けている。「UNIPA」上に各教員の時間割が掲載されており、学生は教員のオフィス・アワーを確認することができる。教員と連絡を取りたい場合は、「UNIPA」に記載のメールアドレスから連絡をとり研究室を訪問することで、目的の教員の指導が受けられるようになっている。合わせて教員によっては、研究室扉にも、教員の時間割及びオフィス・アワーの掲示を行っており、学生が適宜確認が取れるよう工夫している。また、1 号館、5 号館及び学生食堂のある 7 号館に教員の学内在否を示すデジタルサイネージを設置し、学生が確認し易いよう環境を整備している。学生は随時教員に学修や生活上の相談等を行うことができるよう「学生便覧」にもその旨明示している。

３）TA(Teaching Assistant)等の活用

学修支援の充実として、令和元(2019)年度より「教育向上支援者制度（支援者名称：学士課程学生は SA、修士課程学生は TA)」を設けた。この制度は、本学に在学する学業及び人物ともに優秀な学生を教育向上支援者として認定し、該当者に教育課程に定める授業科目の教育的補助業務に従事することによる教育トレーニングの機会を提供するとともに、本学の使命である人間教育の具現化に資することを目的としている。その他の学修支援についての各学部の取り組み概要は次の通りである。

音楽学部では、専門科目の「合唱」や「オペラ」等の伴奏を必要とする授業についても選考した上級生等を伴奏要員としており、「音楽科教育法」では上級生が下級生に歌唱指導を行っている。その他、1 年生必修の「松田藤子の教え」及び「松田藤子の志」では、学園歌を学ぶ時間や、月に 1 度学園歌を斉唱する機会があり、その際に大学院生がオルガン伴奏を務め、TA と同等の活動をしている。

食文化学部では、「管理栄養士入門Ⅰ」及び「食活人キャリアⅠ」において、2 年生による 1 年生への食生活指導及び 1・2 年生の交流会を行い、1 年生の大学生活や勉強面での不安や疑問について、2 年生がアドバイスをする機会を設けている。「食活人キャリアⅡ」では 3 年生による臨地実習体験講話として、心構えや取り組んでおくべきことについて下級生へ助言している。2・4 年生の交流会では、4 年生による国家試験対策や 1，2 年次での勉強方法の助言、就職活動の進め方及び体験談等のアドバイスを行っている。また、課外活動においては、高大連携活動の中で異学年交流の中での縦のつながりを目的に、1～3 年

生の有志による活動、弁当開発やレシピ開発をしたり、有志の上級生が下級生をサポートする勉強会等を開いたりしている。

子ども教育学部では、「育人キャリアⅠ」の中で、上級生が学部附属サークルの紹介を行ったり、4 年生が自らの体験から 4 年間どのように過ごしてきたか等の話を 1 年生に対して行っている。2 年生に対しては「育人キャリアⅣ」の中で採用試験に向けての心構え等の話や、3 年生に対しては「育スパート基礎」の中で採用試験に役立つ参考書、計画立案、及び勉強方法等を具体的に説明している。また、教職に就いた卒業生に依頼し、「先輩教師と語る会」を設け、就職活動についてや、日々の職場の様子など、質疑応答を交えながら学ぶ機会を設けている。このように、1 年次から就職活動を迎えるまで切れ目なくキャリア支援を行うことで、学生の学びの動機付けを明確にしている。

いずれの学部においても、上級生と下級生が学修の時間を共有することによって、下級生は将来に対するヴィジョンを描くことができ、上級生は指導という経験の中で、自らの学びを振り返り、深めることができる。このように本学では全学的に、教員指導の下、上級生が下級生に学修支援を行う取り組みを行っており、SA(Sutudent Assistant)と同等の活動を行っている。

４）障害のある学生への配慮

本学では令和 5(2023)年度より、「くらしき作陽大学・作陽短期大学　障害学生支援規定」を制定し運用している。障害学生支援体制の概略は以下のとおりである。

①学生からの相談・面談：支援を希望する学生はアドバイザー及び学生支援室に相談する。学生は、学生・学修支援委員、学科長及び学生支援室員と面談、合理的配慮の説明を受ける　②申請書作成・提出：学生が必要書類を作成し、学生支援室に提出する　③配慮内容の検討：面談結果及び申請書に基づき学生・学修支援委員会が関係部局と協議及び検討し、案を作成する　④配慮内容決定・通知：教授会で支援内容を審議し、学長が決定する。学科長より支援者に通知をする　⑤配慮の開始：関係教職員へ配慮依頼文書を発行する。検討結果に基づいて決定された合理的配慮の提供を開始する　⑥支援内容について学生・学修支援委員会で随時モニタリングを実施、支援内容が適切でない場合、再度面談や再検討を行う―の 6 点である。

これらの支援に関しては、入学予定者もその対象であり、入学前に支援予定者が籍を置く高等学校教員、保護者、本人及び学生支援室等の本学関係部署と綿密な打ち合わせを行い、入学に備えている。令和 6(2024)年度は 2 名の学生が合理的配慮支援を受けており、年次進行の中で学生・学修支援委員会と学生支援室でモニタリングを行い、随時適切に合理的配慮が行われているかをチェックしている。これら合理的配慮制度について、教職員へは「学科会議」及び「教授会」の審議を経て「UNIPA」上で周知し、学生については 1 年生は「キャンパスライフデザインⅡ」で説明し、2～4 年生は「UNIPA」を通じて周知している。

合理的配慮に該当しないが障害等の問題を抱える学生に対しては、入学時に保護者に提出してもらう「学生健康調査票」や本人からの申し出等を基に、アドバイザー、当該学科教員、学生支援室、保健室職員、スクールカウンセラー及び特別支援教育担当教員のアドバイスを受けながら対応している。保護者とは「保護者懇談会」や、状況に応じて直接の

電話連絡を通して支援の相談を行っている。また、月に１度開催される「学科会議」では学生情報を共有し、なんらかの支援を必要とする学生対応について全体で協議し、学生の支援に注力している。

さらに、令和 5(2023)年度「障害学生支援ハンドブック」を作成し、合理的配慮決定手順、学生支援のための示唆、学生対応事例及び学内合理的配慮規定等を明確にしている。「障害学生支援ハンドブック」については「学生・学修支援委員会」、「改善向上会議」及び「教授会」での審議を経て決定し、教職員へはメールで周知徹底した。

施設面においても、本学の建物はバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、エレベーターや身体障害者用トイレを整備している。床には段差がないため、車椅子でも容易に教室まで移動でき、多くの教室は車椅子でも受講できる十分なスペースを有している。このようにハード面及びソフト面において、全学的に障害学生支援に取り組んでいる。

５）退学者、休学者及び留年者への対応

本学においては、「健康上の理由」、「進路再考」、「経済的な理由」及び「学修意欲の減退」等による休退学がみられる。令和 5(2023)年度より、休退学理由を記す副申書の様式を一新し、学籍異動に繋がったと推測される理由、具体的理由、今後の防止策案及び回避措置案を記入する項目を設けた。詳細に休退学の理由や防止策及び回避措置案を把握することで退学者及び休学者の未然防止策につながるように努めている。

特に近年は休退学につながる精神的な病を抱えた学生が増加しており、このような学生に対する身体健康相談や心的支援のため、保健室員が常駐して対応している。特に、メンタルヘルス面の相談には、臨床心理士によるカウンセリングを実施し、必要に応じて専門医への相談や診断につなげている。

生活相談や学修相談等は、アドバイザーを中心に、学科所属の教員と学生支援室職員が対応している。また担当教員による「学生相談」を設け、学生の多様な相談ごとに対応している。

経済的な理由による休退学の防止のためには、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続を取り扱うほか、本学独自の奨学金制度「松田藤子記念奨学金」等を設けて、学生の経済的な負担の軽減に努めている。経済的事情の相談、奨学金の申請及びアルバイトに関しては、学生支援室が窓口となり対応している。

修得単位数の不足による留年者を減少させる対策としては、アドバイザーや教育支援室が、きめ細かな履修登録指導と学修状況の確認を行っている。

全教員は１回の授業実施ごとに学生の出席状況を「UNIPA」上に登録することとしており、アドバイザー等は、随時学生の出席状況を確認すことが可能である。また、出席状況に問題のある学生の早期発見のため、学生支援室が毎週月曜日に全開講授業の欠席者を調査し、各学部学科に報告している。その情報を基に、学科長は心配と思われる学生のアドバイザーに至急対応するよう指示を出す。連続欠席等で注意が必要と考えられる学生にはアドバイザーが連絡をし、その都度状況を確認している。その後、「学科会議」において全体で情報共有し、その対応を協議している。学生の保護者も「UNIPA」を通じて、学生の出欠状況を確認することができ、保護者と連携した学生指導が可能な体制を整備している。

これらの対策により、退学の前兆や修得単位数の不足の可能性がある学生の早期発見に

努めるとともに「学科会議」等で当該学生に関する各種の情報交換や指導内容・方法についての検討等を行っている。このような対応を経常的に実施し、きめ細かい学生指導を継続することで休退学の防止を図っている。これらの取り組みは、休退学者防止するとともに、全ての学生が学力及び人間力を身に付け卒業し、立派な社会人になることを目指したものである。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生への一次対応者であるアドバイザー、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識・技術の向上が求められている。教員からの要望により、「FD＆SD 全教職員会議」でカウンセラーや特別支援教育に携わる教員による講演等も行っているが、さらに今後このような研修等の機会を設ける。また近年は対人関係をスムースに構築できない学生も増えてきており、これまで以上にアドバイザーが果たす役割は大きい。多様な支援に応えるため、個々の学生に対する適した支援を見極める知識が教職員には求められる。しかし、支援方法や内容はアドバイザー間で必ずしも統一されていないため、本学ではアドバイザー業務の明確化や平準化を進めている。その対応の一つとして令和 5(2023)年度「障害学生支援ハンドブック」を 作成し、学生支援方法を明示した。今後更なる支援内容の充実及び教職員への活用を呼び掛けたい。

充実した初年次教育やオフィス･アワー制度などの学修支援は､全学的に実施しており、今後も常に検証し継続していく。

TA 及び SA に関しては、「教育向上支援者制度」を整備しているが、その利用実態は乏しい。TA 及び SA 制度は下級生ばかりでなく上級生自身にとっても資質・能力と人間性の向上が期待できることから、今後さらに利用促進し、制度の充実及び発展させていく必要がある。TA 及び SA 等の活用について、具体的な方策を今後検討していく。

障がいのある学生への配慮に関しては､「くらしき作陽大学･作陽短期大学　障害学生支援規定」 に則り、学生・学修支援員会及び学生支援室が連携し、運用している。これら制度を学生に丁寧に説明するとともに、該当者に対してはモニタリング等を実施し、制度の充実を図りたい。

中途退学、休学及び留年などへの対応策については、各学部、学科、学生・学修支援委員会及び学生支援室で取り組んでいる。退学者副申書等により、退学理由分析及び防止策を講じているが満足した結果が得られていないのが現状である。中途退学による影響は、学生、保護者及び大学の財政面等、各方面に多大な影響があることから、喫緊の課題である。今後、休退学対策をより一層強化していく。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1）キャリア教育のための支援体制の整備

各学部とも教育課程内にキャリア教育に関する科目群を配置し、キャリア支援を行っている。

音楽学部では、「職業音楽人キャリア科目群」を設定し、「職業音楽人キャリア」「社会人基礎力トレーニング」などの科目を開講し、低学年次から自身のキャリアに対する意識の向上を図っている。また、企業、警察等の音楽隊、音楽教室等への就職、教員採用試験、進学や留学などそれぞれの進路希望に応じた「教師力養成講座」「ピアノグレード取得講座」「レスナー養成講座」「電子オルガングレード取得講座」などの科目を開講し、きめ細かく対応している。さらに、令和 3(2021)年度から専門科目「コンサートホールマネジメント」を開講し、演奏会の企画運営を実践的に学ぶため、岡山シンフォニーホールでの実習を行っている。

食文化学部では、「将来の自分を考える科目群」を設定し、キャリア教育を目的とした「食活人キャリア」を下学年から開講し、資格・免許についての理解や、職業人としての将来像を具体的に描けるような意識づけを行っている。また、「教師力養成セミナー」や「栄養士実力養成セミナー」、「フードコーディネーター養成セミナー」など、各種免許・資格の取得や実力養成を支援する体制も整備している。さらに、現代食文化学科では「キャリアデザイン研修」において夏季･春季休業中にインターンシップを 2 週間程度実施している。インターン先は、学生自らが交渉してきた企業や以前から本学と関わりの深い企業、加えて業者が主催するインターンシップ専用サイトに掲載された企業等である。なお、インターン終了後、授業の最終評価として学内で公開の報告会を開き、各自の評価・感想を発表することにより、体験していない学生の「仕事」に対する意識の高揚も図っている。過去 3 年間（令和 4(2022)～令和 6(2024)年）の受入企業・団体は 17 団体、参加学生は 18 人であった。

子ども教育学部では、「キャリア教育に関する科目群」を設定し、1 年次には「育人キャリアⅠ・Ⅱ」、2 年次には「育人キャリアⅢ・Ⅳ」、3 年次「育スパート入門」「育スパート基礎」、4 年次には「育スパート総合」を開講し、一貫したキャリア教育に取り組んでいる。平成 22(2010)年度から市内の幼稚園と小学校で、平成 23(2011)年度からは近隣の市に設置された特別支援学校を対象に加え、学校支援ボランティアを推し進めている。また、平成 23(2011)年度から小学校・特別支援学校教員を目指す学生に対しては、岡山県教育委員会が実施する「教師への道」研修への参加を勧めている。これは、学校での教育活動の体験に必要な知識の獲得や技能の習得を図るとともに、教師として必要な態度、豊かな人間性を養うことを目的として実施しているものである。さらに、平成 28(2016)年から「保育・教職インターンシップ」を開講し、2・3 月に 1 週間程度、幼稚園や小学校での研修を実施している。これらの体験により学生は自己の知識や技能を正しく認識し、仕事観・人生観を向上させるとともに、残りの学生生活で何をすべきかを明確化できることから、具体的な目標の設定と学生の主体的な学修を推進する上で効果を上げている。

全学的には、全学共通科目として、2 年次に「キャリアライフデザイン」、3 年次に「ワークライフデザイン」を設置し、自身の将来像（キャリアプラン）をイメージさせるとともに、就職活動の全体的な流れや基礎知識の理解、その対策など具体的な支援を行っている。また、全学共通科目には「インターンシップ」を設置しており、倉敷市・総社市との

包括連携協定により、学生は両市でのインターンプログラムに取り組んでいる。

２）就職・進学に対する相談・助言体制の整備と運営

本学では、学生支援室を設け、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係づくりなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

学生支援室は、キャンパスの中心である 1 号館の 2 階に位置し、学生が自由に出入りでき、カウンターで個別相談できるオープンスペース形式である。就職等に関する多くの資料（企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、大学院募集要項、各種資格取得のための教材等）も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを設置し、学生が自由にインターネット（「UNIPA」や「求人検索 NAVI」等）を通じて即時に情報を取得できるよう整備している。

学生支援室では、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までのサポートを行っており、1 年次より就職決定までの間の「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を併用した指導を行っている。また、学部単位で設置された「キャリア支援委員会」と連携し、就職支援の進捗状況や学生の動向等について情報共有し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

学生への就職等に関する情報提供も学生支援室が行っている。平成 27(2015)年度からは、進路支援システム「求人検索 NAVI」を導入し、学生動向やキャリア教育対策講座、正課外活動の業界勉強会等の紹介を行っている。同システムは、求人情報の配信により求人社数を増加させ、進路の選択肢を広げている。

このように学生支援室は“Face to Face”を基本としており、学生がまず学生支援室に足を運び、職員と直接面談することによって、就職・進学に対する意識を高められるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を 3 年次の 4 月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

さらに、本学学生に対する企業のニーズを探り、特に過去に本学卒業生の採用実績がある企業に対しては、当該卒業生に関する評価を調査している。これらの調査結果は本学のキャリア教育や就職･進学のための指導支援に活用している。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部では、就職に対する学生自身の意識向上を図り、就職を望む学生の就職率 100%を目指したチーム教育を実現するため、1 学科 3 コース制を導入し、「職業音楽人キャリア」など低学年次からのキャリア教育のための授業の充実を図っている。今後は、「求人検索 NAVI」の活用をさらに拡大していく予定である。また、今後はさらに、キャリア教育科目の内容を充実し、的確な情報提供とキャリア支援に努めていく。

食文化学部では、「ワークライフデザイン」において、学生に就職への具体的な動機づけや方向性を持たせるとともに、独自の模擬面接を行うなど、きめ細かな支援を行っているが、今後さらに同取り組みの効果をより高めるために、時期や内容について検討を行っていく。

子ども教育学部では、令和 6(2024)年 3 月に 13 期生が卒業した状況であり、今後も就職に関する成果を上げるため、「キャリア支援委員会」、学生支援室、学部教員が連携を進めていく。また、正課外ではあるが教員による「春期集中講座」「夏期集中講座」を 2・3・4 年次に実施し、学生個々の進路に沿った採用試験対策を強化する。さらに、一般企業就職者の増加や、多様なキャリア形成の必要性に鑑み、子ども教育の実践力向上事業の新規構築を通して、系統的なキャリア教育と就職支援の連動を目指す。

前述の本学卒業生の採用企業の調査により、本学卒業生に対する率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、企業との対話の必要性等の結果が得られた。今後、こうした結果も活かし、教職員一丸となって、様々な学生の要望に対応できるよう進路・就職支援の充実を図る。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援に関連した部署及び活動として挙げられるのは、「教授会」、「学科会議」、「学生・学修支援委員会」、アドバイザー、学生支援室、教育支援室、保健室、1年生の必修科目である「キャンパスライフデザインⅠ・Ⅱ」及び「保護者懇談会」などである。本学では、これらを有機的に連携させて学生生活の安定を図っている。

各学部の「教授会」及び「学科会議」は学生の生活全般の安定を図るため、個々の学生のアドバイザーから報告される学生生活についての具体的問題に随時対応している。アドバイザーは、担当学生の学修、進路及び生活等の指導や支援をしている。アドバイザーは担当学生の出席状況をはじめ、学修や進路に関する詳細な情報を「UNIPA」から取得できるので、それに基づき細やかに指導することが可能である。問題を抱える学生については、アドバイザーが必要に応じて面談を行う。指導内容は「UNIPA」プロファイル上にその都度記録し、教職員間で学生情報を共有するとともに、アドバイザーが交代しても情報を引き継ぐことができるようにしている。

学生生活の安定には保護者との連携及び協力も重要であるため、毎年6月に「保護者懇談会」を実施している。「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム及び就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。個別懇談では、教職員と保護者間で学生に関する情報の共有を図り、細やかな指導支援ができるように配慮している。また、保護者からの要望や情報は、「UNIPA」プロファイルに記録されると同時に、必要に応じて該当する学部、学科、アドバイザー、学生支援室及び保健室等に伝えられ、適宜対応をしている。

「学生・学修支援委員会」は、各学部から選出された教員と事務職員によって構成され、学生生活の安定のための全学的なサービス、厚生補導及び学生会等を通じての指導や支援を行っている。交通安全立哨や避難訓練の企画・立案、基礎学力定着を目的とした「ラー

ニング・スキルズ」、「キャンパスライフデザインⅠ・Ⅱ」、学修支援を目的とした「ラーニング・カフェ」及び心身の相談に応じる「Lunch Time相談室」等の運営並びに入学前教育の検討、大学祭支援及び心配と思われる学生情報の一元化による支援等を所掌している。また合理的配慮制度の管理・運営及び「こころの健康アンケート」の実施と分析を行い、学生の動向把握に努めている。また令和6(2024)年度4月には、新入生歓迎イベントとして「Tea Time交流会」を開催し、新入生が大学生活に早くなじめるように、上級生を交えた懇親会を企画・運営した。このように、教員と職員が協力し、学生生活の安定のための支援を手厚く行っている。

保健室は学生支援室に所属しており、専任職員を配置して全学生の心身の健康の維持増進を図っている。特に心理的な専門的支援を要する学生については、専属カウンセラーによるカウンセリング及び校医等と相談し、連携した対応をしている。

「学生・学修支援委員会」は、学生生活の安定を支援するため、1年生の必修科目である「キャンパスライフデザインⅠ・Ⅱ」において、生活及び健康に関する指導や支援を目的とした各種講座を企画及び運営している。地域の玉島警察署との連携による「生活安全講座」、玉島消防署との連携による「防災講話・避難訓練」、倉敷市職員との連携による「社会人としての基礎知識」講話、「健康講座」及び「人権教育」講話並びに本学教職員による「大学における学生支援ガイダンス」、「からだとこころの健康づくり」講話及び「図書館ガイダンス」等である。入学直後には学生生活全般のトラブル対策をまとめた冊子「学生生活ガイドブック」を配付している。なお、災害への備えも生活の安定には重要であるため、防災訓練の一環として、1年生には避難訓練を、また全学生に対しては「UNIPA」を通じた安否確認訓練を実施している。

課外活動支援としては、「学生会」、「大学祭実行委員会」、「学生図書委員会」及び運動系サークル7団体及び文化系サークル9団体のクラブ・サークルを支援している。学生会に対し、助成金の交付を行っているほか、学生が課外活動及び大学生活において有意義に活用できるよう、各館にフリースペースを設置するとともに各教室、ホール及び体育館等の貸し出しをしている。

経済的な支援としては、本学奨学金制度である「松田藤子記念奨学金」、「兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免制度」、「卒業生の子の入学金減免制度」、「留学生の学納金減免制度」、「くらしき作陽大学・作陽短期大学教育ローン利子補給奨学金制度」、「高等教育の修学支援制度に基づく授業料減免制度」及び「くらしき作陽大学特待生制度」による授業料の減免等を行っているほか、学外の奨学金である日本学生支援機構及び各市町村、企業からの奨学生募集を紹介している。各種奨学金の紹介方法については、「UNIPA」の掲示を通じて周知を行い、説明会及び個別の面談も行っている。面談では在学期間に必要な奨学金額の算出や返済計画を視野に入れ、対応をしている。これら奨学金に関する支援は学生支援室が窓口となり、学生を支援している。これらは「学生便覧」にも明記している。

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活を安定させるため、学生サービス及び厚生補導の組織として、令和 3 年(2021)年度より、学生・学修支援委員会が発足した。従前の取り組みを検証し、今後の学生支援

の更なる推進に向けたサービスの充実を図る。

メンタルヘルスケアに関しては、保健室、カウンセラー、アドバイザー、学生支援室及び学生・学修支援委員会で連携した対応を行っている。従来の対応に加え、支援が必要な学生の居場所を確保するため、令和 6(2024)年度 10 月より、心身の相談に応じる「Lunch Time 相談室」を開室した。学生が集まりやすい昼休みの時間帯に、担当する教員が保健室に在室し、学生の相談に応じるものであり、学生 1 人ひとりに寄り添いながら今後更なる充実を図る。

学生の課外活動への支援に関しては、従来の助成金等の支援を継続し、更なる活性化を目指し、学生会及びクラブ・サークルの指導や支援を行っていく。また学生サービスの一環として、令和 6(2024)年度 4 月より、食堂の中に多目的に利用可能な部屋を設置した。今後はより快適な環境整備を行い、このスペースを利用したサークル等のイベント開催や、音楽学部学生によるフリーライブ等により、学生生活の活性化及び利用促進を図る。また個室での学習スペースや、飲食可能なスペースも随時検討していく。

奨学金に関しては、継続的に本学奨学金制度の検証を行い、学業優秀者や経済困窮者に対する更なる支援の充実を図る。

今後も上記の学生支援を継続するとともに、「学生満足度調査」及び「学長補佐箱」等による学生の声を大切にし、学生生活安定のための支援を行う。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は倉敷市西部、玉島地区の閑静で自然環境に恵まれた丘陵上にある。位置、形状、周辺地域との調和等の点で大学用地として恵まれた条件を備えており、学生が情操を養い学習に励むのに適した環境である。

校地面積は、作陽短期大学（以下、「併設短期大学」という）の校地面積を含めて 23 万 9,016 ㎡ある（津山校舎を含む）。これは大学設置基準が求める面積（完成年度時：1 万 5,660 ㎡）を大きく上回っている。

校地は JR 山陽本線の新倉敷駅から徒歩で約 15 分の交通至便の地にある。また、山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で約 5 分の距離にあるため自家用車で通学する学生も少なくない。それらの学生のために 380 台駐車できる無料駐車場を設けている。この駐車場は、学生の学習成果発表の機会である演奏会や本学主催の市民向け各種講座等の集客の点でも機能している【図】。

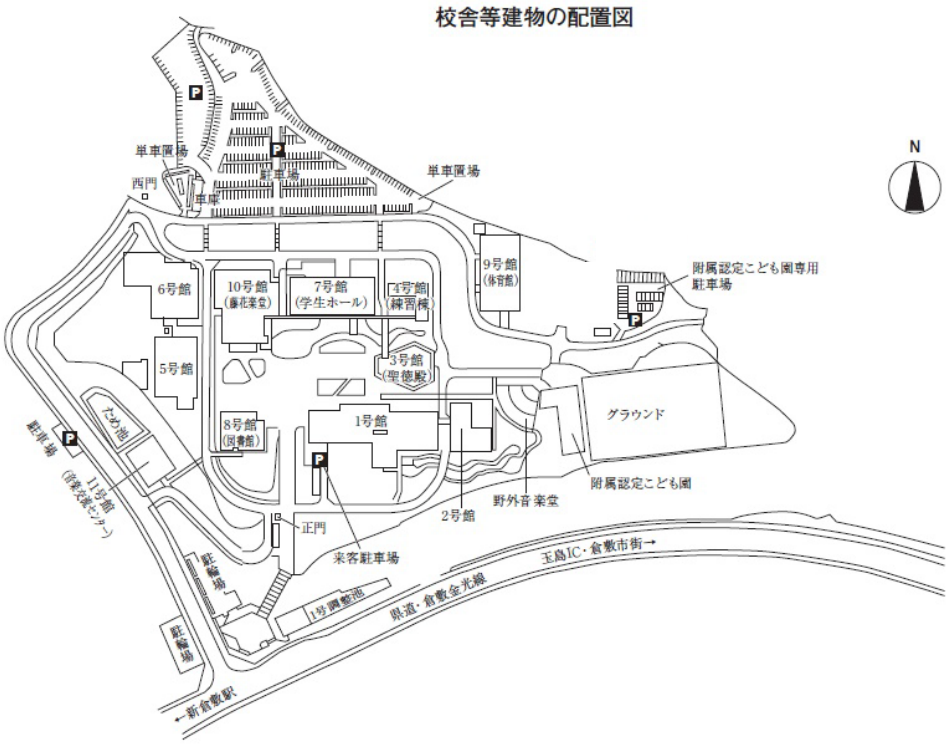

【図】校舎等建物の配置図

運動場には簡易的な夜間照明設備を設置しているので夜間も安全である。

校舎は1号館から11号館までの11棟を設けており、校舎面積は3万3,262㎡である。これは大学設置基準が求める校舎面積1万3,249㎡の2倍以上ある。これらの校舎は、自然との調和を重視する思想に基づいて設計されており、形状、色彩ともに周囲と調和している。

講義室は 1 号館、2 号館、5 号館及び 6 号館に設けている。1 号館は主として音楽学部が、2 号館は併設短期大学が、5・6 号館は食文化学部と子ども教育学部がそれぞれ使用している。講義室は合計 31 室あり、1 室の平均面積は約 127 ㎡である。本学（大学院を含む）の収容定員 1,586 人に対して、講義室の収容人員は 3,128 人である。定員 49 人から 294 人に至るまで大小の講義室があり、多様な授業形態に備えている。大型講義室の机と椅子は固定式であり、中型・小型の講義室を含めた全室に視聴覚設備を備えている。

1・2 号館には、講義室のほかに「合唱」、「合奏」、「オペラ」等の演習形態の授業に対応するために演習室とアンサンブル室を設けている。邦楽合奏用のアンサンブル室（1 号館）もある。演習形態の授業だけでなく演奏会にも使用できる大講義室（定員 294 人）も設けている。専任教員には全員に個室の研究室を配備している。音楽学部の演奏系の教員の研究室では、実技の個人レッスンを行うことができる。この研究室は音響効果を考慮して設計しており、二重扉等の防音設備を備えている。ピアノ専門のレッスン室には 2 台のグランドピアノを、ピアノ以外の楽器のレッスン室にも 1 台のグランドピアノを常備している。そのほかの管弦打楽器などの楽器も学生数に応じた数量を備えており、定期的に調律等の整備をしている。

5・6 号館には、講義室のほかに、栄養士、管理栄養士、中学校・高等学校教諭（家庭）、保育士、小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭を養成するための演習室、実習室及び実験室を設けている。専任教員には個人研究室を配備しており、実験系教員の研究室には専用実験室を付設して、学生が実験をできるようにしている。非実験系教員の研究室には専用演習室を付設しており、ゼミナールや卒業研究の指導に使用している。専用実験室及び専用演習室は、研究室と研究室の間に配置し、廊下側からのみならず両側の研究室からも直接出入りができる構造である。

講義棟以外の校舎として 3 号館（聖徳殿）、4 号館（音楽練習棟）、7 号館（食堂棟）、8 号館（図書館）、10 号館（藤花楽堂）、11 号館（音楽交流センター）を設けている。

3 号館は本学の建学の精神である「大乗仏教に基づく宗教的情操教育」に直接取り組む授業を行う講義室・兼ホールであり、法隆寺の夢殿をモチーフとした六角堂である。ここには岡山県下最大級のパイプオルガンを設置し、講義や講演だけでなく演奏会にも使用している。

4 号館は学生用の音楽練習棟であり、ここには 77 室の練習室を設け、67 室にピアノを配置している。アンサンブルができる部屋もあり、学生は手続きを経て 8 時から 20 時 45 分まで無料で使用できる（一部期間を除く）。

7 号館は食堂や売店を設けている食堂棟である。

8号館は図書館であり、1階には、受付カウンター、オーディオルーム（40ブース）、グループ視聴室（2室）、開架書庫（電動）、閉架書庫（手動）等があり、本学園の創立者である松田藤子を記念した資料を展示している。2階には、書架、雑誌架、閲覧室、個人閲覧室等がある。昇降は、階段のほかにエレベーターでも行える。

10 号館は定員 810 人の多目的ホールである。各種の演奏会、オペラ公演、日本伝統芸能などの公演も行える設備を備えている。

11号館は音楽を通じて地域住民と交流するための拠点としての音楽交流センターの機能を担っている。学生用の自習室も配置している。

体育施設としては、前述の運動場のほかに、温水シャワーを備えた体育館である 9 号館（1,470 ㎡）を設けている。これらの施設は体育関係の授業のほかクラブ活動でも利用されている。

校地は、全体に亘って緑化を行っており、通路、広場、駐車場等を除いた地表面は植生で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電や送水のための配線や配管も地中に埋設しているので、電柱がないだけでなくメンテナンスや将来の増設も容易である。これらの景観面や機能面の工夫により校地内は見通しが良く開放的である。その上、車両用道路を校舎群の外に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているので、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動は専ら歩行によって行われるが、主要校舎を中央広場周辺に適度の間隔を置いて配置しているので、移動は容易である。

校舎はすべて冷暖房を完備している。大講義室、実習室、実験室等の空調や防災に関する事柄は、省力化や効率化を図るため中央監視室で一元的に管理している。特に冷暖房に関しては、外気温や室内温度に基づいて温度調整を行い、時間割などに応じて稼働の時間帯を決めている。一方、研究室、レッスン室、演習室等の小規模な部屋の空調や防災は、それぞれの使用者がその部屋ごとに行っている。

学生の日常の福利厚生に資する環境としては、フリースペース（6 号館 1 階）と複数の休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備え、学生が自由に学習や談話ができるようにしてある。休憩コーナーは 1・2・4・5・6 号館のほぼ全階と 7 号館外部に設け、各所にベンチを設置している。テーブル、ロッカー、情報紙、自動販売機を備えているコーナーもある。

施設・設備の安全性については、校舎はすべて平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、建設当時の「建築基準法」の基準を超える安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

防火に関しては、消防法に基づき、各所に消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設けている。また、屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が 24 時間体制で監視している。委託警備員は夜間の巡視と防犯活動も行っている。

避難については、「二方向避難路」の原則を貫き、講義室には原則として 2 つの出入り口を設けて安全を図っている。消防設備等は消防法に基づいて定期的に点検し、消火器、非常用発電機、自動火災報知設備等の点検結果は消防署に適宜報告している。改正健康増進法に基づき、敷地内は、指定の喫煙場所を除き、禁煙である。また、AED（自動体外式除細動器）を 1 号館事務局と 5 号館事務室に設置して非常時に備えている。さらに、倉敷市との協定によって、学内の所定の施設が倉敷市玉島地区の災害時の避難場所に指定されている。

災害時への対応のため毎年、「キャンパスライフデザイン」の1コマを用い防災訓練を実施しており、避難訓練とともに玉島消防署の署員によるAEDについての講習や防災講話も行っている。

実験などに伴う危険の防止に関しては、薬品等の管理には慎重を期し、必ず施錠して保管するなどの注意を払っている。実験排水は、すべて生活排水とは別の専用タンクに回収し、専門処理業者に定期的に引き渡し、マニフェスト伝票を保管している。

衛生管理は、「学校保健安全法」の学校環境衛生基準に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫及び防鼠を定期的に実施しており、水質汚濁防止法に基づいてpHの測定も行っている。

1 号館、5 号館、6 号館及び 8 号館に備えているエレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法に基づいてそれぞれ実施している。主たる校舎の清掃は業者に委託して日常的に行っている。

施設・設備に対する学生の意見等は、7 号館に設置している「学長補佐箱」によって汲み上げている。駐車場の舗装や校舎内の全面禁煙は学生の意見を反映した結果である。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学の実習施設、図書館等として挙げられるのは、1号館、2号館、3号館（聖徳殿）、4号館（音楽練習棟）、5号館、6号館、8号館（図書館）、10号館（藤花楽堂）、11号館（音楽交流センター）及び附属認定こども園である。

音楽学部の学生が授業以外でも日常的に主として利用する施設は、1号館、3号館（聖徳殿）、4号館（音楽練習棟）、10号館（藤花楽堂）、11号館（音楽交流センター）である。

1号館には大小のアンサンブル室を3室､板張りの邦楽合奏用のアンサンブル室を1室、キーボード室を2室備えており、それぞれは授業のほかに学生の自主練習で活用されている。3号館（聖徳殿）はパイプオルガンを備え、音響効果にも配慮した設計となっており、授業のほか演奏会などに使用されている。4号館は、多用途の77室の練習室を備えた音楽練習棟である。

10号館（藤花楽堂）は810席を有する多目的ホールであり、地下には各種アンサンブル室や機材の整ったスタジオを備え、授業でも使用している。11号館は、音楽学部と併設短期大学の学生、教職員、卒業生が音楽を通じて地域社会と交流するための施設でもあり、大小のレッスン室とアンサンブル室などを設けている。子ども教育学部においては、授業や学生のピアノ練習の場として活用している。

食文化学部の学生が主として利用する施設は5号館及び6号館である。5号館には講義室以外に、栄養士養成課程及び管理栄養士養成課程の実験・実習に必要な調理実習室、食品加工実習室、給食経営管理実習室、理化学実験室、微生物培養室、機器室などがあり、授業のほか卒業研究でも使用されている。5 号館には「アクティブ･スタディ･ベース（ASB）」と呼ばれるラーニングコモンズもあり、演習等に用いられている。また、6 号館には調理実習室、臨床栄養実習室、栄養生理・生化学実験室、栄養教育実習室などがあり、各授業で使用されている。6 号館には被服実習室や保育実習室もあり、主として家庭科教諭養成に関わる授業で使用されている。5 号館の演習室は、授業以外では食文化学部学生の学習室として供されている。

子ども教育学部の学生が主として利用する施設は主に2号館、6号館、11号館及び附属認定こども園である。6 号館には保育実習室、図画工作室、被服実習室（食文化学部と共用）、実験室（食文化学部と共用）、特別支援教育ラボなどを設けており、小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成に必要な実習で使用している。また、11号館の各教室にはピアノを配置しており、音楽系の授業やピアノの自主学習で使用している。附属認定こども園では、保育士や幼稚園教諭を目指す学生が自主実習やボランティアをしている。2号館及び6号館の演習室は、授業以外では子ども教育学部の学生の学習室として供されている

コンピュータ等を設置したICT（情報通信技術）施設としては、情報教育用教室（1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室）がある。それらにはインターネットへのアクセスが常時可能な情報ネットワーク（学内LAN）に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタを設置して、基本的なICT環境を整えている。

音楽学部の学生が日常的に利用する 1・2 号館の情報教育用教室と図書館には学生用のコンピュータとプリンタを設置している。食文化学部及び子ども教育学部の学生が日常的に利用する 5・6 号館の情報教育用実習室には、電源、情報コンセント、プリンタ、プロジェクターを設けている。情報教育用教室は、授業時間以外は学生に開放しており、学生は自由に情報ネットワークやプリンタ等を利用できる。学生は課題作成や卒業研究等を行うために利用している。

図書館は平日9時30分から19時まで開館している。土日祝日は閉館している。

館員は館長のほか、外部委託職員が 6 人いる。教員を構成員とする「図書委員会」と、学生を構成員とする「学生図書委員会」を設置しており、「図書委員会」では図書館の円滑

な運営や有効活用を図るための協議等を行っている。「学生図書委員会」は、選書、館内展示、飾り付け、図書館行事の共催等を行っている。また、図書館では図書館の利用促進による学生への学習支援のために新入生全員に対して必修授業において担当教員の協力の下に図書館ガイダンスを実施している。図書館ガイダンスでは図書館利用法の紹介のほかに情報収集の方法に関する指導なども行っている。さらに、情報収集の手引きを発展させたサービスとして、卒業論文執筆に向けての文献検索演習も学生からの申し込みに応じて行っている。

図書館は現在、図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて約 18 万 8,611 点所蔵することができる（文部科学省実施学術情報基盤実態調査指定の計算方法［棚板総計÷0.9×25（棚板 90cm 当たり 25 冊）］による）。現在の所蔵量は、図書･楽譜合わせ 18 万 2,818 冊である。学術・一般雑誌は和洋合わせて 103 誌を受け入れている。そのほか 205 誌の研究紀要や報告書等を受け入れている。視聴覚資料は 1 万 9,170 点所蔵している。令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の本学及び併設短期大学の学生 1 人当たりの図書･楽譜蔵書冊数は 160.5 冊であり、学部数 2～4 の私立大学生の令和 4(2022) 年 5 月 1 日現在の平均 86.4 冊を上回っている（文部科学省「学術情報基盤実態調査令和 5 年度大学図書館編」掲載＜総括事項＞より）。

図書などの資料は、本学の教育目的と現状に合ったものを重点的に収集している。具体的には、音楽、食文化及び子ども教育に関して必要性の高い資料を重点的に収集するという基本方針の下、教職員と学生の要望に基づいて収集している。できるだけ遺漏がないようにするため、図書委員、学生図書委員及び図書館員も選書している。

利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証又は職員証の読み取りによって行っている。貸出･返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードの読み取りによって行っている。

図書、楽譜、視聴覚資料（DVD/VHS/LD/CD）はコンピュータ検索ができる。雑誌は、受け入れから製本までの全処理を雑誌管理システムによって行っており、タイトルやフリーワード等でコンピュータによる検索ができる。また、館外の文献や学術情報を調査可能にするため、NII（国立情報学研究所）が運営･提供している学術コンテンツサービス（論文･図書データベース）や、JST（科学技術振興機構）が運営･提供している電子ジャーナル公開システム「J-STAGE」、医学論文情報提供サイト「PubMed」、教育論文情報提供サイト「ERIC」、国立国会図書館サーチ、新聞データベース、他館の所蔵資料を検索できるサイト等、計 43 種のサイトにリンクを張っている。これらはすべて図書館のホームページ上に公開しているので、希望者はインターネットを経由して学内外から検索ができる（一部学内限定）。また、図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、貸出履歴の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入･複写依頼、新着図書情報の収集等を図書館ホームページから行うことができる。

閲覧席は、2 階に 176 席と個人閲覧室の 6 席を設けている。無線 LAN を配備しているので学内 LAN 設定のノートパソコンを持参すれば、どの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1 階には、平成 26(2014)年 1 月に開設したラーニングコモンズがある。ラーニングコモンズは活発に意見交換しながら学習できるスペースで、48 席を設けている。また、可動式のホワイトボードやテーブルがあり、自

由に組み替えてディスカッションやグループワークを行うことができる【写真】。加えて、電子黒板、備え付けのモニター、パソコン、タブレット、プロジェクター、壁面ホワイトボード、視聴覚設備も利用することができる。それらは館内資料やパソコンを使った数人から 40 人程度での授業、ゼミナール、グループワーク、図書館ガイダンス、文献探索演習、授業課題や部活のグループワーク、実習前の授業練習等において利用されている。

令和 5(2023)年度の利用状況は前年比で、入館者数は 0.61 倍、貸出冊数は 0.49 倍、視聴覚資料の利用点数は 1.45 倍、パソコンの使用件数は 0.95 倍である。令和 5(2023)年度の本学及び併設短期大学の学生 1 人当たりの貸出冊数は 4.3 冊であり、令和 5(2023)年度の私立大学全国平均（4.4 冊）とほぼ同数である（日本図書館協会「日本の図書館」掲載＜大学図書館経年変化（私立大学）＞より）。

【写真】図書館ラーニングコモンズ

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の安全性に関しては、全校舎がバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、床には段差がない。エレベーター（1・5・6・8 号館）、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えている。そのため、車椅子でも容易に各校舎を利用できる。

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習、実験及び個人実技の形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準に基づいている。栄養士養成課程で授業（講義、実習、実験）を行う際の 1 クラスの学生数は概ね 40 人（「栄養士法施行規則」）であり、保育士養成課程の講義科目以外の 1 クラスの学生数は 50 人以下である（「児童福祉法施行規則」）。一般的な講義科目の 1 クラスの学生数は数十人であり、100 人を超えるクラスはほとんどない。演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば、「合唱」や「合奏」のように人数を要する授業では数十人のクラスもある。個人実技は基本的に 1 人の教員が 1 人の学生を指導する個人レッスン形式である。

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成 8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、令和 6(2024)年度は 29 年目に

あたるが、学修環境は比較的整備された状態を保てている。ただし、施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、経年による劣化は避けられない。そのため、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定し、実施中である。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望について、授業単位では、主として各授業における「授業改善アンケート」によって把握している。このアンケートは、大学教育の質を確保するために、学生がその授業をどのように捉えているかの実態を把握し、授業を実際に受けた学生からの意見に耳を傾け、授業の改善に役立てることを目的として、前期と後期の年2回実施している。各授業のアンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業改善に役立てることとしており、専任教員については、毎年度「業績貢献自己報告書・人事評価表」にて改善内容を報告することが定められている。さらに、令和2(2022)年度からは、授業の改善点を授業担当教員が授業実施期間中に把握することを目的として、期中にも「授業改善アンケート」を実施することとしており、より迅速な授業改善に繋げている。

「授業改善アンケート」の集計・分析は、IR活動として、教育支援室及び「学園IR」が行い､その結果を改善向上会議へ報告するとともに､報告書をもって全学に周知している。

また、全学生を対象として実施する「学生アンケート調査」において、学生の学修行動や学修実態、学修に対する満足度を調査している。これも上述の「授業改善アンケート」同様、教育支援室及び「学園IR」が集計・分析を行い、改善向上会議へ報告するとともに、報告書をもって、全学に周知している。

さらには、アドバイザーは少なくとも半期に1回、通期で2回以上は学生と面談を行うこととしており、その際に聴取した意見・要望は、各種委員会、「学科会議」、「教授会」等を通じて、学修支援体制や授業の改善に反映させている。

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望については、全学生を対象として実施する「学生アンケート調査」において調査しており、教育支援室及び「学園 IR」が集計・分析を行い、改善向上会議へ報告するとともに、報告書をもって、全学に周知している。

経済的不安については、学生からの申告や前述のアドバイザー面談で把握することが多

く、学生支援室が窓口となり、各種奨学金等の活用など、相談を受けている。

心身に関する健康相談については、主として保健室が対応している。保健室が対応した健康相談や学生の意見等の内容は、所属する学生支援室が把握するとともに、必要に応じて他の教職員や関係部署と情報共有し、適切な対応ができるよう努めている。また、精神的支援が必要な学生に対しては、保健室が窓口となり、カウンセラーによるカウンセリングも受け付けている。カウンセリング室は保健室と隣接した場所に配置し、学生がより利用しやすい環境を整えるとともに、保健室とカウンセラーの連携強化を図ることで、多様な学生に対応している。

また、学生生活に関する意見・要望は、学生会を通じても受け取っている。学生会は各種イベント、スポーツ大会、ボランティア活動を主催するとともに、「学生図書委員会」、「大学祭実行委員会」、クラブ、同好会等を傘下に置いている。その結果、学生会役員からも多くの学生の意見・要望を聴取できる。さらに、「学生委員会」の委員等は年 2 回開催される学生総会においても、学生の意見・要望を聴取している。

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望についても、上記同様、全学生を対象として実施する「学生アンケート調査」において調査しており、教育支援室及び「学園IR」が集計・分析を行い、改善向上会議へ報告するとともに、報告書をもって、全学に周知している。

また、学生の意見・要望を把握するため、令和3(2021)年度より「学長補佐箱」を7号館（食堂）入口に設置しており、学生が意見・要望等を自由に投函できる環境を整えている。「学長補佐箱」に投函された意見・要望は週ごとに回収し、学長補佐が確認するとともに、学長、学部長、事務局長等に報告し、必要に応じて適切な対応ができるよう努めている。また、意見・要望への協議結果は、同じく7号館（食堂）入口に掲示、または個別に回答している。

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の意見・要望を様々な機会や方法を用い把握し、集計・分析している。また、その結果を改善向上会議をはじめとした会議体で検討して改善に反映するサイクルが確立されている。学生の意見・要望については、教育方法、施設設備等の改善から食堂メニューに至るまで様々であるが、可能なものから順次対応している。今後は、そのサイクルを継続するとともに、より具体的な改善に繋げられるよう検討していく。

［基準 2 の自己評価］

学生の受け入れに関しては、入学定員充足に至っておらず、最重点課題である。定員変更や学科の改変も進めながら、学科ごとの入学定員及び収容定員の改善に努めていく。また、高校生に対して、本学に関する的確かつ適切な情報を発信し、本学の理解を深められるよう導くとともに、保護者及び高校教員も含めて、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスやオープンセミナー、音楽講習会、探究学習ワークショップ等の様々な機会を通じて、理解が得られるように努める。

学修支援、キャリア支援、学生サービスに関しては、教員と職員の協働により、支援体

制を整備・運営しており、それによる様々な施策に取り組んでいる。学修環境に関しても適切に整備している。

また、それらに関する学生の意見・要望を様々な機会や方法を用いて、把握するとともに、それを会議体へ報告し、検討して改善に反映するサイクルを確立している。

以上、定員充足で課題はあるものの、全体的には適切に行われており基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

各学部及び研究科のディプロマ・ポリシーは、教育目的（1-1-①にて前掲）に基づき策定し、それぞれ本学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

各学部・研究科のディプロマ･ポリシー（学位授与方針）は次の通りである。

《音楽学部のディプロマ・ポリシー》

- 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- 修得した音楽に関する専門的知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- 目標を掲げて主体的に学び続け、音楽に関する専門的能力を生かし「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

《食文化学部のディプロマ・ポリシー》

- 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- 修得した食に関する専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- 目標を掲げて主体的に学び続け、食に関する専門的能力を生かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

《子ども教育学部のディプロマ・ポリシー》

- 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- 修得した保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- 目標を掲げて主体的に学び続け、子どもの保育と教育に関わる職業人として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

《大学院音楽研究科のディプロマ・ポリシー》

- 建学の精神を体得し、豊かな人間性と高度の音楽的知識・技能や研究能力を身につけている。

・　深い専門知識と豊かな独創性を備えた音楽人として主体的に学び続け、「自利利他」の精神で学術の進歩、社会の発展に貢献できる。

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、大学のディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学学則第 10 条及び大学院学則第 35 条において単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、本学ホームページ及び学生便覧等に明示し、周知している。なお、学生に対しては、入学時に行う「新入生オリエンテーション」及び前期・後期の授業開始前に行う「履修登録オリエンテーション」においても、上述の各基準を周知している。

単位認定基準について、履修細則及び担当教員の評価方針により、試験、レポート、授業の取り組み状況などにおける学生の学修実績に基づき、単位認定を行い、学生に対しては、成績発表日を設けて周知するとともに、「UNIPA」で素点及び秀・優・良・可・不可の標語を確認することができる。また、単位制度に関する学生の理解を深めるために、学生便覧に単位制に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともに GPA（Grade Point Average）制度、CAP 制度等の説明も行っている。具体的な成績評価の方法と基準については、各科目のシラバスに記載し、オンライン上の「UNIPA」で周知している。さらに、平成 30（2018）年度より「UNIPA」のログイン ID 及びパスワードを各学生の保護者に配付し、学生の授業出欠状況の確認や成績の照会をすることができるようになり、単位認定基準に基づいた評価について、保護者・学生・教職員の三者による確認が可能な体制を整備した。

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の修得はシラバスに定める評価基準に基づく評価が秀、優、良、可の場合に認定され、不可の場合は不認定となる旨、【表】の通り学則及び学生便覧に明示し、厳正に適用している。

また、他大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、「教授会」の意見を聴き、厳正に行っている。単位認定の基準については、シラバスに成績評価の方法と基準を履修前に周知した上で、各担当教員が授業終了後に評価し、各学生の成績によって標語、GPA、単位認定の判定を行う。この基準については、適切に定めている。

【表】単位認定基準

成績	標語	GPA	判定
90～100 点	秀	4	合格
80～89 点	優	3	
70～79 点	良	2	
60～69 点	可	1	
0～59 点	不可	0	不合格
出席不足	-		
未受験	-		
履修取消	-	対象外	対象外

また、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、次の通り定め、「教授会」での十分な審議を経て厳正に適用されており、学位はこれらの卒業・修了要件を満たした者について、学長が「教授会」の意見を聴き授与している。

音楽学部

１．音楽学科　演奏芸術コース

・進級要件

3 年次終了時において、卒業要件科目を 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

・卒業要件

音楽学部音楽学科に 4 年以上在学し、全学共通科目、学科開講科目の中から、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

２．音楽学科　教育文化コース

・進級要件

3 年次終了時において、卒業要件科目を 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

・卒業要件

音楽学部音楽学科に 4 年以上在学し、全学共通科目、学科開講科目の中から、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

食文化学部

１．栄養学科

・進級要件

3 年次終了時において、卒業要件科目を 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

・卒業要件

食文化学部栄養学科に 4 年以上在学し、全学共通科目、学科開講科目の中から、合計 124

単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

２．現代食文化学科

・進級要件

3 年次終了時において、卒業要件科目を 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

・卒業要件

食文化学部現代食文化学科に 4 年以上在学し、全学共通科目、学科開講科目の中から、124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

子ども教育学部

子ども教育学科

・進級要件

3 年次終了時において、卒業要件科目を 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に 4 年以上在学し、全学共通科目、学科開講科目の中から、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

大学院 音楽研究科

・修了要件

音楽専攻【演奏芸術領域】、同【音楽文化領域】とも、大学院音楽研究科に 2 年以上在学し、修了要件単位 32 単位以上を修得し、修了論文、修了演奏、作品発表の審査に合格し、大学院教授会の意見を聴き学長が修了を認めた者。

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

適切に定め、周知しているものの、認定、判定とディプロマ・ポリシーの関連はさらに整備する必要がある。特に単位認定基準、成績評価基準の統一化が必要な状況であり、それらの統一化を目的としてルーブリックの整備を検討しているが、未だ整備がなされていない。現在は、全学教務委員会にて成績評価基準の全学的な統一について検討を行っている。ルーブリックについては、ルーブリック自体に対する理解が十分ではない現状もあり、まずはルーブリックの十分な理解を促す研修等の機会が必要と考えられる。

また、平成 25(2013)年度から GPA 制度を全学的に導入し、その効果等についても検証がなされ、現状では特に大きな問題無く適用している。ただ、GPA については、各学部、学科、授業科目が設定する教育目標により、評価が異なってくる場合も推定されることから、今後は、3 つのポリシーの実現や質の保証の観点からも検討を行う。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部及び研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー（1-2-④にて前掲）に基づき策定し、それぞれ本学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

各学部・研究科のカリキュラム･ポリシーは次の通りである。

《音楽学部のカリキュラム・ポリシー》

- 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み､社会､自然､文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- 音楽の理論と実技、ならびに演奏法や指導法などについて系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- 音楽に関する専門的能力を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるキャリア教育を行う。

《食文化学部のカリキュラム・ポリシー》

- 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み､社会､自然､文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- 食に関する専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- 食に関する職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるキャリア教育を行う。

《子ども教育学部のカリキュラム・ポリシー》

- 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み､社会､自然､文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- 保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- 子どもの保育と教育に関わる職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働でき

る社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

《大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシー》

- 理論と実践の調和を図りながら、高度の専門的能力と独創的研究能力を涵養・伸長する。
- 社会における音楽文化の役割の重要性を認識し、そのニーズに柔軟に応えつつ啓発する力を身につける。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、ディプロマ・ポリシーの達成のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、教養教育、専門教育、キャリア教育からなる教育課程を編成しており、両ポリシーにおいて一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、社会人基礎力形成のためのキャリア教育、並びに各学部・学科の専門教育を積み上げて、体系的な教育課程を編成することを念頭において、各学部、学科、コース、専修の特性に応じた履修系統図を作成している。これらの履修系統図に沿って履修を進めていくことにより、本学のカリキュラム・ポリシーに基づく教育効果が発揮される。

また、授業を担当とする全教員に対して、シラバス作成要領を事前に説明・配布し、授業内容を明確に示すとともに、評価方法についても、できるだけ詳細に示すように求めている。すべてのシラバスが提出された後、各学科教務委員長によるシラバスチェックを行い、単位認定基準を含めて、記載に誤りがないかの確認を行い、公開している。さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「自学・自習内容」、「自学・自習時間」に関する項目を設け、学生が行うべき自学・自習の内容とその時間を明示している。

CAP 制度については、各学年とも 49 単位を履修登録の上限単位数として定めており、この単位数以上の履修登録をすることはできない。ただし、所定の単位を優れた成績（GPA3.0 以上）をもって修得した学生については、定められた上限を超えて履修科目の登録を認め、過度な学習負担とならない範囲での追加履修を可能とし、幅広い知識や技術を身に付けられるようにしている。このことは学生便覧に明記し、上記単位数を超えて履修登録をした場合、「UNIPA」上でエラー表示が出て履修登録ができないシステムになっており、今後も引き続き厳正な運用をしていく。

音楽学部における教育課程編成

音楽学部音楽学科は、モクスワ音楽院特別演奏コース、演奏芸術コース、教育文化コースの 3 コースを設定している。それぞれの教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って、各コースの専門領域にかかわる「専修科目」、 各コース共通の「学部開講科目」、「全学共通科目」、「教職関連科目」で構成している。

可能な限り幅広い領域について学修できるようにするという方針から、「専修科目」は個人実技や専門性の高い授業科目に限定し、多くの科目を「共通科目」として開設しているのが特徴である。ただし、一部の科目については、専門楽器の種類によって履修が制限される科目や、オーディションによって選抜された履修生のみを履修対象とする科目もある。

モスクワ音楽院特別演奏コースは、原則としてロシア国立モスクワ音楽院（以下、「モスクワ音楽院」という）の教育課程に基づいて、卒業後のモスクワ音楽院への留学やプロの演奏家を養成することを念頭において、高度な演奏能力と音楽理論を修得させることと、ロシア語教育の充実に配慮した教育課程を定めている。

演奏芸術コースは、演奏家や楽団員等として活躍する人材の養成を目的としている。その教育課程は、個人実技レッスンによる実技科目と少人数クラス編成による演習科目を中心に構成している。

教育文化コースは、音楽教育専修と音楽デザイン専修に区分される。前者は音楽科教員の養成、後者は様々な音楽業界で活躍する人材の養成を行うため、それぞれ専門性の高い特色ある教育課程を設定している。

食文化学部における教育課程編成

食文化学部の教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って「全学共通科目」、「学科開講科目」に区分している。さらに、学科ごとに必修科目、選択必修科目、選択科目の3つに分け、これらを各年次の履修単位数及び教育効果を考慮した上で、1年次から4年次まで教養教育と専門教育のバランスをとって開講している。「全学共通科目」をさらに「大学で学ぶための入門科目」、「人生に役立つ知力・体力を育てる科目」、「新しい時代を生きるための科目」、「社会人として仕事で役に立つ科目」に区分している。「学科開講科目」は、各学科の専門科目を受講する際の基礎となる自然科学・健康科学・情報処理に関する科目によって構成している。

栄養学科は、管理栄養士養成課程としての質を保証するために基礎教育と専門教育のバランスをとりながら実践教育を重視しつつ、管理栄養士免許を取得できるよう教育課程を編成している。厚生労働省の認定基準に沿った管理栄養士養成に係る科目のほぼ全てを卒業要件とした上で、本学独自の科目も加え学科開講科目として充実させている。学科開講科目は、「将来の自分を考える科目群」、「食の理解に役立つ科目群」「社会・環境と健康を学ぶ科目群」「ヒトの体と疾病を学ぶ科目群」「食べ物に関する知識を深める科目群」「栄養と健康を学ぶ科目群」「栄養教育と公衆栄養活動を学ぶ科目群」「医療における栄養管理を学ぶ科目群」「給食の運営と経営を学ぶ科目群」「専門領域を統合して応用力を深める科目群」に区分しており、いずれの科目も管理栄養士養成課程に必要とされる科目である。

現代食文化学科では、2018年度から「食育・教育（家庭科教諭）と総合調理」、「健康増進とスポーツ栄養」、「商品開発と流通」、「フードコーディネートと食環境」の4領域を設け、栄養士養成課程の基盤の上に学生の進路希望に応じて充実した教育を行ってきた。2021年度に更なる教育の充実を目的として領域を見直し、「食育」「家庭科教育」「健康増進とスポーツ栄養」、「商品開発と流通」、「フードコーディネートと食環境」の5領域とした。それぞれの領域での学びをより高めるために、領域毎に選択必修科目を設置し、いずれかの領域の選択必修科目を満たすことを卒業要件とした。各領域の選択必修科目では、

各領域の専門性をより高めるために、学生の主体的な体験を通して学ぶことのできる演習等を設置した。

子ども教育学部における教育課程編成

子ども教育学部子ども教育学科の教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って「全学共通科目」、「学科開講科目」に区分している。

2024 年度入学生以降、履修モデル（小学校（＋幼稚園モデル）、小学校・特別支援学校モデル、保育園・幼稚園モデル、保育園・幼稚園・特別支援学校モデル）を選択し、履修を進めるようになっている。あくまで履修モデルという位置づけであるため、科目の開講年次や卒業要件、実習科目の履修条件は共通である。

「全学共通科目」には、本学のカリキュラム・ポリシーに沿った「創立者松田藤子の志」、「創立者松田藤子の教え」、「大乗仏教から学ぶ人間形成Ⅰ・Ⅱ」のほかに、「IT リテラシー基礎」や「日本国憲法」、「Basic English A・B」や「英会話」、「健康スポーツ」や「健康科学」を開設している。

「学科開講科目」は「キャリア教育に関する科目群」、「保育・教育の本質・基礎的理解に関する科目群」、「子どもの理解に関する科目群」、「保育・子育てを学ぶ科目群」、「保育・教育の専門性を高める科目群」、「保育・教育の方法・指導法を学ぶ科目群」、「特別支援教育を学ぶ科目群」、「子ども教育力を統合する科目群」に区分して編成している。

小学校（＋幼稚園モデル）、小学校・特別支援学校モデルでは、小学校教諭、特別支援学校教諭及び幼稚園教諭の養成に必要な授業科目を中心に、保育園・幼稚園モデル、保育園・幼稚園・特別支援学校モデルでは、保育士及び幼稚園教諭の養成に必要な授業科目を中心に履修を進めることができるよう、教育課程を編成している。なお、科目区分ごとに卒業要件単位と免許状の種類別の必修科目、選択必修科目、履修推奨科目等を指定している。

大学院音楽研究科における教育課程編成

大学院音楽研究科の教育課程は、「演奏芸術領域」と「音楽文化領域」の 2 領域に分けている。さらに専門性を高めるために「演奏芸術領域」を 4 研究領域に、「音楽文化領域」を 2 研究領域に分けて編成し、開設科目は、それぞれの専門に関わる「領域科目」と、各領域共通の「関連科目」及び「その他の科目」によって構成している。

「領域科目」は、主に専門分野の個人実技（主科）と演習科目を設定し、「関連科目」は、専門分野以外の個人実技（副科）と各種講義、演習を設定している。学位審査は修了論文、修了演奏、作品発表のいずれかで行う。ただし、修了演奏、作品発表を選択した者には「修了副論文」を必修科目として課している。

3-2-④　教養教育の実施

本学では、教養教育の充実のため「教養教育専門部会」を組織している。「教養教育専門部会」は「全学教務委員会」の委員（各学部・学科の教務委員長及び教育支援室職員）で構成され、本学及び併設短期大学における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。そして協議された事項は、さらに「学科会議」や「教授会」等で審議・検討されることとしている。

「全学共通科目」には、建学の精神を基盤とした学生の主体的な学修を促すため、必修科目として、「創立者松田藤子の志」、「創立者松田藤子の教え」、「大乗仏教から学ぶ人間形成Ⅰ・Ⅱ」を入学後から学年進行に合わせて開設している。また、英語力や情報活用能力の学士課程教育に必要な基礎力を形成するための共通教育も行っている。「IT リテラシー基礎」では単なるコンピュータの操作技術に留まらず、現代社会において求められる情報リテラシーや情報モラルの育成にも重点を置いた指導を行っている。

さらに本学では、2018 年度まで行っていた「COC 事業」をより発展させ、2022 年度からは「くらしき学講座」を単独の必修科目として設定し、地域を知り、地域の課題を発見できるようにカリキュラムを整備した。また、これまでの地域科目を統合し、地域での活動を体験を通して学ぶ「コミュニティライフデザイン」を 1 年次の全学共通科目に設置し、2 年次に学部ごとにそれぞれ「音楽人地域フィールドワーク」、「食活人地域フィールドワーク」、「育人地域フィールドワーク」を設置した。これらの科目を通して、地域の魅力、課題を学び、体験し、3 年次の「若衆実践演習」で学生自ら地域の課題解決に取り組むカリキュラムを設定することで、「くらしき若衆」の育成に取り組んでいる。

そのほかの「学部・学科開講科目」については、各学部・学科において独自の教育課程を編成しており、それぞれの卒業要件単位数も学部・学科ごとに異なっている。これは、前述の建学の精神及び各学部・学科の教養教育に関するカリキュラム・ポリシーに対応したものである。

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法に関する FD 活動に取り組んでいる。具体的には、学内外の講師による FD 研修を行い、教授方法改善のための各種調査結果の活用、相互主体的な学び（アクティブ・ラーニング）のための指導、各教員の先進的な教授方法の実践事例の共有等に取り組んでいる。さらに、FD 活動を通して、現代的学生の心理的特徴を理解し、学生とのかかわりや本学の学生の実態理解、教員自身による建学の精神のさらなる深い理解によって、すべての授業において教授方法の工夫・開発を行う上で、共通した根底理念の形成を図っている。

卒業必修科目である「創立者松田藤子の志」、「創立者松田藤子の教え」、「大乗仏教から学ぶ人間形成Ⅰ・Ⅱ」では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を実践するため、「仏教文化研究センター」がハンドブック「まはーやーな」を独自に作成し、テキストとして使用しており、定期的に「月例集会」や「報謝の集い」をセレモニー形式で開催している。これは本学の宗教的情操教育を行う上で、他にはない特徴である。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法については、学生の主体的な学修を促すため、「全学教務委員会」がシラバスの様式及び「シラバス作成要領」を検討・修正し、改善を図っている。その成果を検証し、工夫・改善を毎年度行う。

各学部における改善・向上方策（将来計画）は以下の通りである。

音楽学部

履修者が恒常的に減少している科目がある。また、「専門に関する科目」の合奏系演習科目においては楽器編成上のアンバランスがある。履修条件や学年配当等の見直しを含めて教育課程の効率的な運用について検討する。

食文化学部

栄養学科では、学年ごとの開講科目数に偏りが見られ、特に 2 年次生において講義や実験・実習が多くなる傾向が見られた。2020 年度からは専門科目の開講時期を順次見直し、授業内容がよりスムーズに理解できるよう配慮しながら、学年ごとの授業数の偏りを改善した。

現代食文化学科では、学生数に対し領域が 5 領域と多く、科目によっては履修者が少なくなる傾向がみられる。カリキュラムの見直しにより、学生がより効果的に学べる体制を検討する。

子ども教育学部

平成 25(2013)年度から、小学校教諭・特別支援学校教諭を目指す「小学校・特別支援学校コース」と、保育士・幼稚園教諭を目指す「保育園・幼稚園コース」の 2 コース制を取り入れ、1 年次から志望する分野に特化して学習できる教育課程を編成し運用してきた。しかしながら、学生のニーズの多様化、学習成果等を勘案し、令和 6（2024）年度入学生以降、コース制を廃止した。履修モデル（小学校（＋幼稚園）モデル、小学校・特別支援学校モデル、保育園・幼稚園モデル、保育園・幼稚園・特別支援学校モデル）を示すとともに、志望する分野について柔軟に履修を進めていくことができる教育課程を編成した。今後も、学生のニーズの多様化、学習成果等を勘案しつつ、教育課程の見直しを適宜図っていく。

大学院音楽研究科

演奏力の向上を図ることを目的とする学生のニーズに合わせた教育課程の柔軟な運用について検討し、令和 2(2020)年度からは音楽学部モスクワ音楽院特別演奏コースで個人実技を担当しているモスクワ音楽院教員による指導を受講できるよう見直した。大学音楽学部との連携を含め、引き続き教育課程の効率的な運用について検討する。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1）アセスメント・ポリシーとオンライン学修ポートフォリオによる学生評価

本学では、平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定及び施行し、本学ホームページで公開している。本学のアセスメント・ポリシーは、「学校法人作陽学園　寄付行為細則」第 6 条に基づき、大学のディプロマ・ポリシー達成状況について、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに鑑みて、機関、教育課程、科目における学修成果の評価を実施し、教育改善に活用することとなっており、これにより、3 つのポリシーについて、PDCA サイクルで検討を続けることとなっている。

具体的な学修成果の点検・評価方法として、平成 30(2018)年度後期より、学生による学修ポートフォリオを、「UNIPA」を活用して、オンライン上で半期に 1 回全学生に回答させ、各アドバイザー教員がフィードバックコメントを必ず行っている。これにより学生自身が将来を考える上での気付きを促すとともに、各アドバイザー教員が学生の現状を把握し、より適切な学生指導及び個々の学生の学修状況を把握することができることとなった。学生が、「履修科目の自己評価」、「希望する職業や進路」、「進路決定のために取り組んでいること」、「学生生活の悩みや相談したいこと」などについて記述する項目があり、さらに、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検を行うため、「自利利他の精神」、「建学の精神」、「豊かな人間性とコミュニケーション力」については、3 件法（十分に体得又は獲得できた、まあまあ体得又は獲得できた、あまり体得又は獲得できていない）で回答させている。2023 年度後期の結果が、【図】である。この結果から十分又はまあまあと回答している学生が 95%以上となっており、一定の成果を挙げていると考えられる。

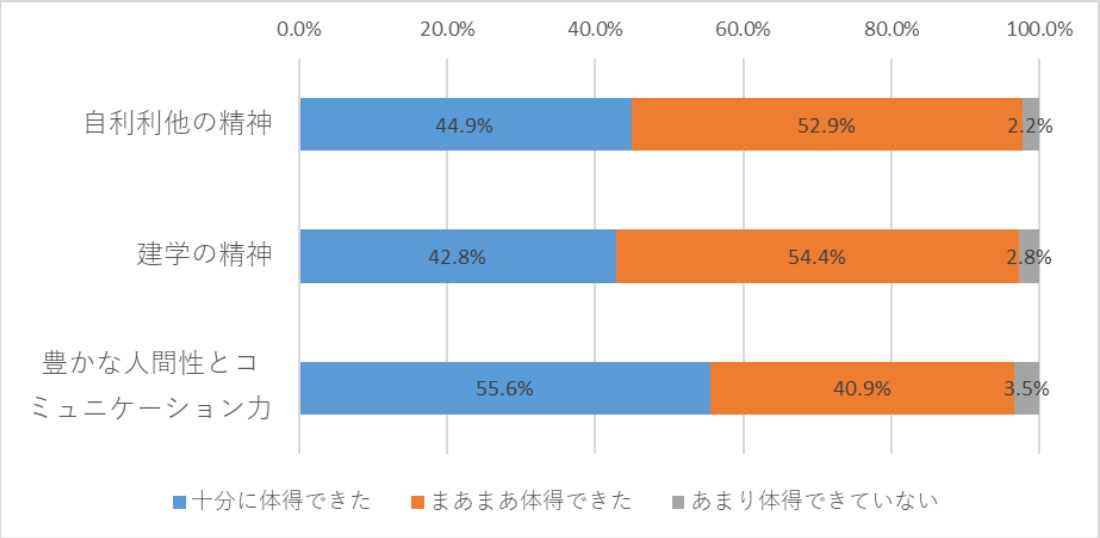

【図】学修ポートフォリオにおける学修成果（2023 年度後期）

2）授業改善アンケートによる学修成果の評価

2021 年度まで教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では各学期末に全科目を対象とした、授業方法や授業運営についての「授業評価アンケート」を実施し、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価してきた。2022 年度より「授業評価アンケート」を見直し、「授業改善アンケート」として実施している。「授業改善アンケート」では、学生の学習成果ではなく、教員の授業改善を主とした質問に絞って実施することで、より良

い授業につなげることを目的としている。その際、学習成果については各授業の試験等で把握するものとした。各アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

３）資格取得状況について

音楽学部音楽学科では、演奏芸術コース、教育文化コースいずれにおいても中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）の取得が可能である。年度による多寡はあるが、【表】から過去 5 年間を平均すると、卒業生の 42.7%の者が教員免許状を取得している。直近の令和５(2023)年度でいえば、教員免許状取得者は 19 人（卒業生の 45.2%）であり、そのうち４人が公立学校教員採用試験を受験し、４人全員が合格、採用されたほか、未受験の者も私立中高教諭に２人、県立学校臨時的任用教員として３人が任用され、【図】に示すように、卒業生全体の 21.4%（9/42）、教員免許取得者中、約半数の 47.3%（9/19）が教職に就いている。この傾向は令和元(2019)年度からほぼ維持されており、いわゆる「免許だけ学生」が少ないのが特長である。

食文化学部栄養学科では、管理栄養士国家試験において、ここ数年高い合格率を維持している。【図】は管理栄養士の合格者数、合格率の推移を示した図である。棒グラフが本学の合格者数で、赤の折れ線が本学の合格率、紫の折れ線が全国の新卒の合格率をそれぞれ示している。本学の最近 3 ヶ年の合格率は中国四国地域でトップクラスの実績を維持している。これは、教育目的達成のための学修支援効果が確実に上がっている証拠である。栄養学科の第 1 期生から第 19 期生までの管理栄養士合格者数の累計は 1,277 人である。また、栄養学科の卒業生の多くの者が管理栄養士、栄養士の資格を生かせる職場（病院、社会福祉法人、給食産業、保育園、学校等）に就職している。

食文化学部現代食文化学科では、カリキュラムの変更に伴い、令和 2(2020)年度から災害食コンシェルジュ資格、令和 3(2021)年度から商品企画開発士資格、健康増進栄養指導者資格をそれぞれ新規の学内資格として設置した。災害食コンシェルジュ資格は、災害時に必要な栄養管理及び衛生管理の知識を身につけ、被災者にあった栄養管理と献立の提供や地域の中で活動できる栄養士であることを保証する資格である。商品企画開発士資格は、商品の企画開発に関する知識やスキルを身につけ、企業などで商品の企画開発を担当する能力を保証する資格である。健康増進栄養指導者資格は、生活習慣病の発症予防を目指し、運動・スポーツを通じた健康増進のための栄養指導ができる栄養士であることを保証する資格である。それぞれの免許・資格の取得状況を【表】に示す。これまで 3 年生全員に受験を義務付けていた栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催）も、カリキュラムの変更に伴い希望者による受験へと変更した。認定証 A の取得率は【図】に示すように、令和 4(2022)年度 94.4%、令和 5(2023)年度 100.0%である。

子ども教育学部子ども教育学科では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状の 4 種類を、GPA 等による CAP 条件が緩和された学生については、卒業までに取得できるカリキュラムを提供している。特に、社会福祉施設等への就職を目指す学生を中心に、特別支援教育に関する専門性を高める観点から、特別支援学校教諭一種免許状の取得を目指す学生も多い。

なお、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの本学における各学部での資格・免

許取得状況は【表】の通りである。

【表】本学における資格・免許取得状況（過去５年間）

学部･学科	区分	R1	R2	R3	R4	R5
音楽学部 音楽学科 （音楽教育学科含む）	卒業者数	47	31	54	53	42
	中学校教諭一種免許状（音楽）	19	12	21	26	19
	高等学校教諭一種免許状（音楽）	19	12	21	26	19
	博物館学芸員	0				
食文化学部 現代食文化学科	卒業者数	38	48	54	51	48
	中学校教諭一種免許状（家庭）	2	6	4	3	3
	高等学校教諭一種免許状（家庭）	2	6	4	3	3
	博物館学芸員	0				
	栄養教諭二種免許状	7	8	9	2	6
	栄養士免許	31	42	54	50	48
	食品衛生管理者･食品衛生監視員資格	22	26	40	30	36
	フードスペシャリスト資格	15	16	1		
	フードコーディネーター資格	11	6	12	9	10
	災害食コンシェルジュ資格		26	42	34	33
	商品企画開発士資格			23	19	18
	健康増進栄養指導者資格			12	9	15
~~8~~食文化学部 栄養学科	卒業者数	94	92	75	87	51
	栄養教諭一種免許状	16	4	4	12	8
	博物館学芸員	1				
	栄養士免許	88	87	72	81	48
	食品衛生管理者･食品衛生監視員資格	81	83	68	77	37
子ども教育学部 子ども教育学科	卒業者数	142	133	141	124	111
	幼稚園教諭一種免許状	109	103	101	80	76
	小学校教諭一種免許状	39	36	42	49	34
	特別支援学校教諭一種免許状（知･肢･病）	40	38	41	46	22
	保育士資格	109	100	98	73	74
	認定ベビーシッター資格	94	81	93	58	68
	博物館学芸員	0				

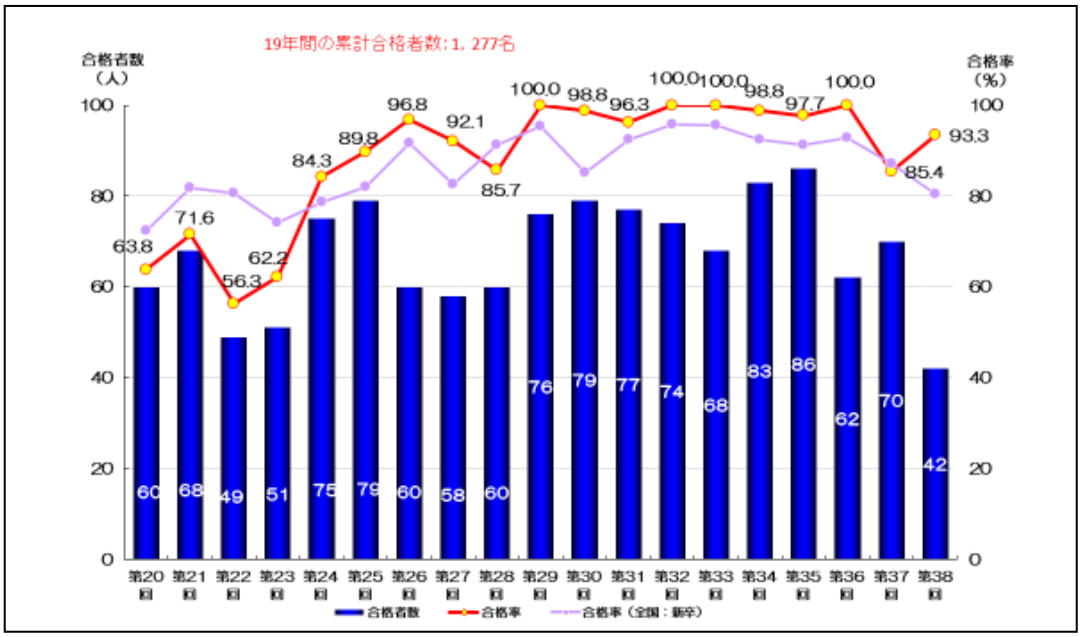

【図】管理栄養士合格者数（率）の推移

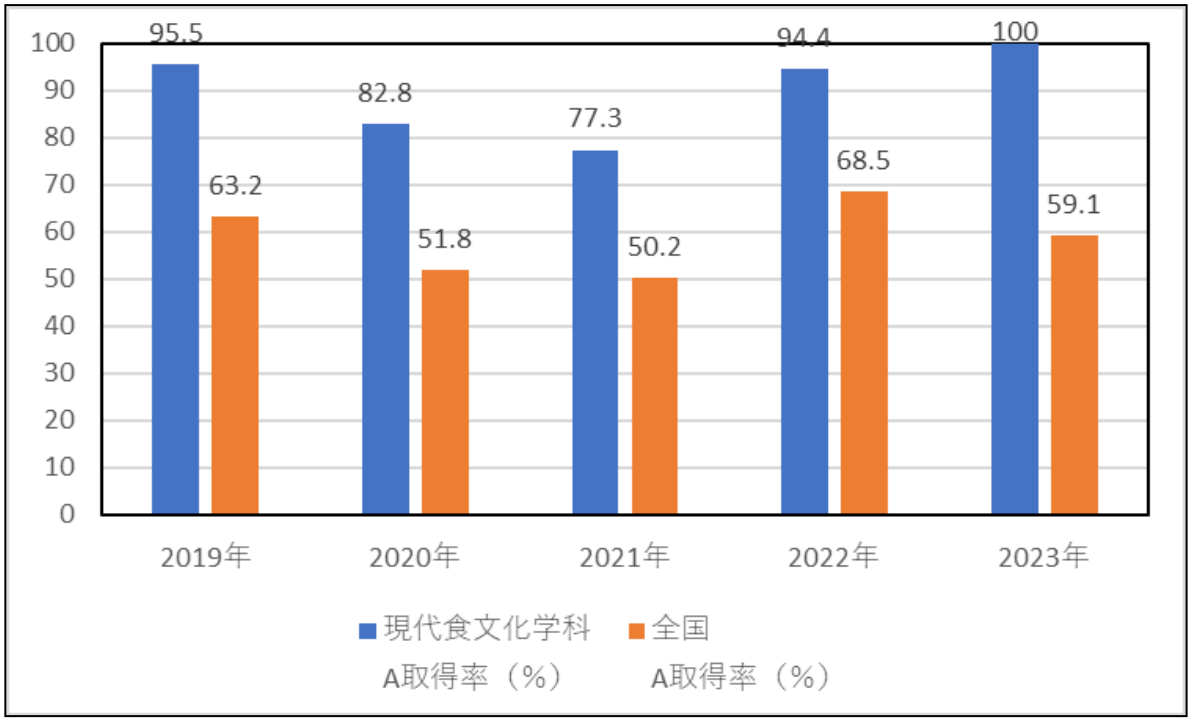

【図】過去 5 年間の栄養士実力認定試験の A 合格率推移

4）就職・進学状況について

令和 5(2023)年度卒業生の就職状況は、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、音楽学部音楽学科 97.6%、食文化学部では現代食文化学科が 97.9%、栄養学科が 100%、子ども教育学部子ども教育学科が 100%となっており、進学も含めて全体で 99.1%の就職・進学率を示しており状況は良いといえる。なお、各学部の進路の内訳は【図】の通りである。

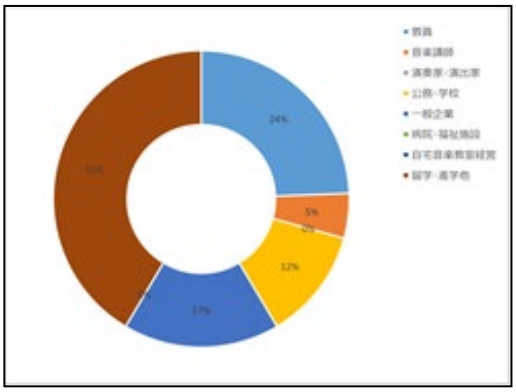

【図】音楽学部　音楽学科

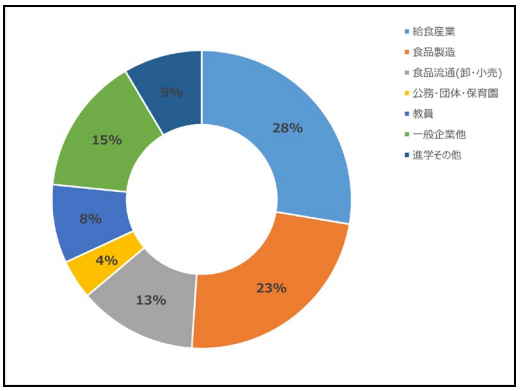

【図】食文化学部　現代食文化学科

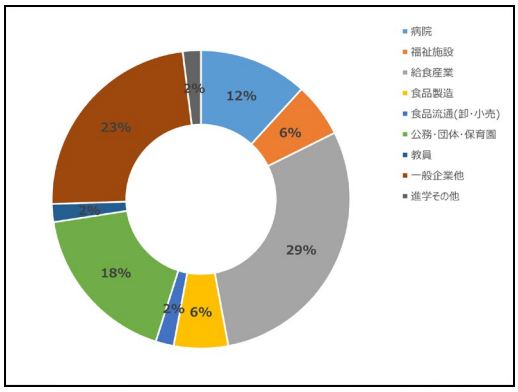

【図】食文化学部　栄養学科

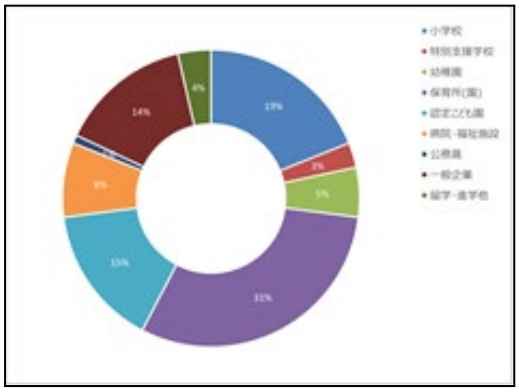

【図】子ども教育学部　子ども教育学科

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

毎学期終了時には、全科目において「授業改善アンケート」を実施し、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法改善を促している。また、各教員のアンケート結果を学部長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼び出し、直接指導している。平成 28(2016)年度からは、評価の高い教員を「FD＆SD 全教職員会議」で表彰（ティーチング・アワード表彰）している。

また、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書・人事評価表」には、教育に関連する評価項目として、「教育に関する工夫（大学の基本方針との整合、教育目標達成への取組み）」、「授業評価と改善（アンケート結果と改善のための見直し）」を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書・人事評価表」は教員の評価に関する資料であり、これに基づいた評価は、学部長や学科長から各教員にフィードバックされる。

さらに学生は入学後、1 年次と 3 年次に「株式会社ベネッセ i-キャリア」が実施する「GPS-Academic」を受験する。「GPS-Academic」は社会で必要とされる「問題解決力」を「思考力（批判的思考力、創造的思考力、協働的思考力）」と「経験」、及び経験で伸長する「姿勢・態度」を測定するものである。学生を多面的にアセスメントするとともに、その成長度を把握し、学修成果の効果検証に活用している。また、受検結果は、アドバイ

ザーが学生と面談しながら個別にフィードバックしており、学生は自己の成長を実感し、新たな気づきや学びを得ている。

(3) 3－3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況を点検する方法として成績評価以外の新たな目的の点検、評価方法の工夫を行う。授業改善アンケートの結果から得られたデータも、FD 活動の有益な指標として組織的に活用する。

音楽学部では、特に評価者の主観に依存して評価指標が曖昧になりがちな実技科目の評価について、客観的で公平感のある評価方法の工夫を行う。近年、その手掛かりとして評価者から学生に評価観点ごとのコメントをフィードバックするよう改善したが、さらにルーブリックの導入、専攻楽器の違いを越えた評価基準の平準化など、より明確で公正な評価方法と効果的なフィードバックのあり方を検討する。

食文化学部栄養学科では、管理栄養士国家試験の合格には地道な知識の積み重ねが必須であるため従来から、基礎・基本となる科目の授業時間ごとに学生の理解度・到達度を確認する課題テストを行い、全体的な解答・解説を行うとともに、理解・到達不十分な学生については次回授業までの間に学習箇所や方法について個別指導を行ってきた。このような形成的評価を未実施の関連科目に拡充かつ学修履歴として活用していくとともに、管理栄養士国家試験の本試験及び模擬試験成績などを参考にしながら、学生の実情に合わせた教育内容・方法や学修指導の方法についての検討を継続的に行う。

食文化学部現代食文化学科では、学生の興味や卒業後の進路に応じて「食」に関して幅広く学修できるカリキュラムを構築してきた。その中で科目により履修者数に偏りが見られることから、より効果的に学修できるカリキュラムの検討を行う。また、取得できる資格・免許と卒業後の進路の関係性を明確にすることにより、各資格・免許の取得者数の向上を図る。

子ども教育学部では、指定保育士養成施設の運営基準及び教職課程認定基準を満たすよう、教育課程やシラバス等の見直しを適宜行っている。学生の履修状況や学生の理解等を適宜把握しながら、学修成果の検証を行い、教育内容・方法の改善及び効果的なフィードバックについての検討を行う。

［基準 3 の自己評価］

単位認定、卒業・修了認定ではディプロマ・ポリシーに沿った基準を明確にし、厳正に適用している。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーを明確にしており、教育課程の体系的編成や教授方法の工夫・開発も実施している。CAP 制度、GPA 制度、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。教育目的の達成状況の評価については、「授業改善アンケート」、成績評価、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等により実施している。各教員への教育に関連する評価のフィードバックは、適切に行っており、「業績貢献自己報告書・人事評価表」にて自己評価している。以上のことから基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、大学を代表するとともに大学の教育研究の全般を管理する旨「学校法人作陽学園教職員組織規則」において規定され、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。そのための学長を補佐する体制として学長補佐 1 名を配置し、教育研究全般について学長を補佐している。また、主要な会議体である「運営会議」、「改善向上会議」、「教授会」、「教学会議」には、学長補佐、学部長が構成員として出席している。以上の通り学長を補佐する体制は整備している。

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限及び責任については、「学校法人作陽学園教職員組織規則」において学長、学長補佐、学部長、学科長の配置及び各職務の適切な分散と責任を明確にしている。

また、大学のガバナンスと学長のリーダーシップを適正に機能させるための教学マネジメントの構築のための会議体を設置している。

主要な会議体は、「運営会議」、「改善向上会議」、「教授会」「教学会議」で、これらの会議体を定例的に開催している。

特に「教授会」については本学学則第 27 条から第 32 条及び「くらしき作陽大学学部教授会規程」第 4 条から第 6 条において以下のように定められている。また、学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについては「学生懲戒規程」により学長が定めている。学長の権限と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

本学学則

第 27 条　本学の各学部に教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

②　学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③　学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の学部教授会が置

かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
第 28 条　学部教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。
第 29 条　全ての学部からの学部教授会に属する一部の者を以て構成する代議員会を置く。
第 30 条　学部教授会は、別に定めるところにより、代議員会の意見を以て、学部教授会の意見とすることができる。
第 31 条　学部教授会及び代議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
第 32 条　学部教授会及び代議員会に関する必要な事項は別に定める。

くらしき作陽大学学部教授会規程
第 4 条　学則第 27 条第 2 項第 3 号に定める、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、次の各号に定める事項とする。
(1) 学則の改廃及び教育課程の編成に関する事項
(2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
(3) その他、学長が、学部教授会の意見を聴くことが必要を認めた事項
尚、学則第 27 条第 2 項第 1 号及び 2 号に定める学部教授会が意見を述べるものとする事項は以下の通り。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
第 4 条の 2　学則第 27 条第 3 項に定める、学長等の求めに応じて学部教授会が意見を述べることができる事項は、次の各号に定める事項とする。
(1) 学内諸規程に関する事項
(2) 学生の退学、転学、休学、留学、その他学生の身分に関する事項
(3) 学生の厚生補導に関する事項
(4) 学生の賞罰に関する事項
(5) その他教育研究に関して学長等が必要と認めた事項
第 5 条　学部教授会は別に定める事項について代議員会の意見を以て学部教授会の意見とすることができる。
第 6 条　この規程の改正は、学長の意見を聴いた後、理事会の議決を経て理事長が行う。但し、4 条及び 4 条の 2 に関しては、学部教授会の意見を聞いて学長がこれを定める。

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められており、「学校法人作陽学園教職員組織規則」においても「教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営をはかること」を示している。

教学マネジメントの組織体制としての「運営会議」及び「改善向上会議」には事務局長、

事務局長補佐が構成員として参加、また「全学教務委員会」にも教育企画部長が委員として参加しており、職員の適正な配置と教職協働による教学マネジメントの機能性を担保している。

職員の採用及び人事評価については「学校法人作陽学園人事規則」、「等級規程」及び「作陽学園等級細則」によって定め、厳格な運用が行われている。

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップの下、本学の主要な会議体である「運営会議」、「改善向上会議」、「教授会」、「教学会議」での権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制の下で教員・職員の適正な配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性を維持していく。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任等については、「くらしき作陽大学教員採用・昇（降）格規程」に基づき運用している。教員の採用・昇任等に関する事項については、これを審議するための「人事委員会」が置かれ、「教授会（代議員会）」に提案すべき案件を審議している。「教授会（代議員会）」は、候補者の選考・昇任職位等の適否を判断し、意見を述べて学長が決定する。理事長は学長の決定に基づき理事会の議を経て採用の決定を行う。

教員採用については、大学の特性をより理解して教育に活かす目的から広く公募し、慎重な採用を行っている。

教員の昇任等は、「等級規程」に定める等級基準書及び「作陽学園等級細則」に定める職務要件書と昇級・昇格審査基準に従い「人事委員会」にて審議が行われる。昇級・昇格審査基準では、リサイタル等・論文等・その他（受賞等、社会的評価）・勤務年数の 4 点が業績評価点となり、さらに人事評価の結果も対象となる。

本学の教員の評価体制は、平成 16(2004)年度から導入された人事評価制度であり、平成 29(2017)年度に改訂が行われ、「業績貢献自己報告書・人事評価表」の書式を改定するとともに数値基準を明確にした教育職員の評価基準を導入した。全教員が、「業績貢献自己報告書・人事評価表」を使用して教育、学生指導支援、研究、運営管理、社会貢献、人事（役付教員のみ対象）の職務領域に関して期初に目標を設定し、期末に実績を報告することとした。人事評価制度のもう一本の柱として、重点目標の達成度が評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針と、学長が定める大学重点目標に従い、各学部が年度ごとに重点的に注力する目標を設定するものである。全教員は学部・学科の重点目標に従

い、「重点目標設定用紙」に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。

目標及び実績が入力された「業績貢献自己報告書・人事評価表」を使用して、数値基準を明確にした教育職員の評価基準に従い狭義の人事評価が行われる。また、目標及び実績が入力された「重点目標設定用紙」を使用して、重点目標達成度評価が行われる。重点目標達成度評価は「業績貢献自己報告書・人事評価表」に転記され、総合評価としての人事評価が決定され、学科長、学部長、学長の順に評価が行われ、最終的に理事長が評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人にフィードバックされる。

大学設置基準に定める本学の必要最低教員数は、学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数、大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を合わせて 53 人である。本学ではこれを上回る 57 人の専任教員を配置している。

音楽学部音楽学科は収容定員 280 人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は 10 人である。本学では、10 人の専任教員を配置しており、これを充足している。

食文化学部現代食文化学科は収容定員 320 人、栄養学科は 352 人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各 7 人である。本学では、12 人と 13 人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、栄養学科は管理栄養士養成施設、現代食文化学科は栄養士養成施設であり、それぞれ栄養士法施行規則第 9 条及び第 11 条に定められている分野ごとの必要専任教員数も充足している。

子ども教育学部子ども教育学科は収容定員 614 人であり、大学設置基準上における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は 11 人である。本学では 22 人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、子ども教育学科は保育士養成施設でもあり、指定保育士養成施設指定基準、児童福祉法施行規則に定める必要専任教員数も充足している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD に関しては「全学教務委員会（教養教育専門部会、全学 FD 委員会兼ねる）」、SD に関しては、「改善向上会議(SD 委員会兼ねる)」にて年度ごとに計画を立案、協議の上で実行している。

令和 5(2023)年度の FD 計画では、以下の 4 点を実施した。

①障害学生支援に関する講演の開催

【目的】2024 年度より私学においても、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が法的に義務化されることに伴い、本学においてもその体制整備を図る必要がある。そのため、全教職員参加の FD&SD 全教職員会議内において講演を開催し、知識を深める。

【日程】2023 年 9 月 15 日

【テーマ】多様なニーズのある学生への理解と支援

【講師】九州大学　キャンパスライフ・健康支援センター　面高有作　氏

②期中での授業評価アンケートの実施
【目的】授業の改善点を授業担当教員が授業実施期間中に把握し、迅速な授業改善に繋げる。
【実施時期】授業開始 5 週～6 週目（8 回開講科目では 4～5 週目）を目安に実施する。
【対象科目】2023 年度後期開講科目のうち、科目区分「個人実技」を除くすべての科目。
【方法】UNIVERSAL PASSPORT を利用。

③内容変更された授業評価アンケートの検証
2023 年度実施分から内容変更された期末の授業評価アンケートについて､その検証を行う。今年度については、授業担当教員に対しアンケートを実施することで、内容変更された授業評価アンケート実施後の意見を聴取する。

④カリキュラム等の改善に活かすための学生へのヒアリング
【目的】何人かの卒業学年生にこれまでの学生生活の中で感じたカリキュラム等に関する意見をヒアリングし、カリキュラムその他の改善に活かす。
【方法】後期授業終了までに実施出来るよう、対象学生、聴取する教員、聴取する項目について検討・ 調整。意見聴取後は、案件に応じて各部門へフィードバックし、改善活動に活かす。

本学ではさらに上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、FD＆SD 全教職員会議をはじめとして以下の取組みを行っている。

① 評価者研修
教職員対象者に適正評価のための人事評価者研修を実施する（例年 12 月）。本学人事評価に係る留意点等の説明を行う。

② FD＆SD 全教職員会議
4 月と 9 月の年 2 回の全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画の実績・進捗等の説明や各種講演を実施する。

③ 学部・学科改善活動
魅力ある学部・学科造りを目指した教職協働での活動を継続する。18 歳人口の減少を見据えて、高校生及び学生に魅力ある学部・学科の検討、改善・実施計画の策定、成果の広報など、一連の活動を多年度にわたり継続する。

④ 外部環境の変化への対応
年度中も常に国の動向や大学を取り巻く社会情勢の変化と学生ニーズの多様化に関心を持ち、本学の現状分析等に基づき既存の教職員能力開発計画を修正、若しくは新規の能力開発計画を策定・実施する。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）
教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等を充実させ、さらなる FD 活動

の充実に努める。また、教養教育をはじめとして、組織として本学及び併設短期大学を横断する形での「全学教務委員会」等の活動への要求が高まっており、「全学教務委員会」の構成員は教員及び事務職員、さらに議案によっては学生会の学生役員を加えるなど、教職協働で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていく。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

FD に関しては「全学教務委員会（教養教育専門部会、全学 FD 委員会兼ねる）」、SD に関しては、「改善向上会議(SD 委員会兼ねる)」にて年度ごとに計画を立案、協議の上で実行している。

令和 5(2023)年度の SD 計画では、「重点目標の達成・教育研究の質向上」を目的とし、以下の 4 点を実施した。

① 理念の共有化について

「FD&SD 全教職員会議」での講話等に加え、建学の精神に係るテーマについて全教職員がレポートを執筆し、原稿を配付することにより、理念の共有化を図る。

② 業務における目標達成行動について

「重点目標　実施計画・進捗状況報告」で、各部門の詳細を可視化し、部門間での意見交換を活性化することで、各個人の重点目標、能力開発目標の達成にまで繋げる。

③ 本学が主催する研修

各部門が所管する内容や情報等をテーマとして、業務遂行に必要な知識に対する理解を多面的に深めるための研修を実施する。

④ 本学以外の機関等が主催する研修等への派遣

外部機関が主催する各種能力開発プログラム等を通じて、大学運営に資する幅広い知識・視野・実践的手法を養うための研修を実施する。

職員も人事評価制度の対象であり、「等級規程」に定める等級基準書を判断基準として人事評価表を作成する。人事評価制度のもう一本の柱としての重点目標の達成度も教員同様に評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園重点目標に従い、事務局長が年度ごとに重点的に注力する事務局目標を設定する。全職員は事務局目標に対応した各部室の重点目標に従い、「目標成果管理表」に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。平成 29(2017)年度からは、さらに能力開発目標を「目標成果管理表」にて設定する改訂を行い、継続的・自主的な能力開発を促している。

教員と同様に、人事評価表に「目標成果管理表」の結果が転記され、総合評価としての人事評価が決定される。人事評価表は重要な人事評価資料であり、室長、事務局長補佐、事務局長の順に評価が行われ、最終的に理事長が評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い､大学総体としての機能を強化し､総合力を発揮することが求められていることから、教員・事務職員等の垣根を越えた教職協働の取り組みを進めていく。

本学における FD・SD 計画はこれまでも教職協働を前提に推進してきたが、上記を踏まえた職員能力開発を一層推し進めていく。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

(1) 4－4 の自己判定

基準項目 4－4 を満たしている。

(2) 4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には、個別に研究室を配置し、研究に必要な備品やインターネット環境を整備している。図書館においては、情報環境の整備により、図書、学術雑誌等の学術情報の効率的な整備とサービスの提供を行っており、研究活動を支えている。

研究活動の成果を発表することを目的に、毎年研究紀要を発行している。研究紀要は図書館のホームページに掲載し、広く内外に公開している。

また、学術の研究・調査、国際間の学術交流及び教授能力の向上を図るため､「くらしき作陽大学・作陽短期大学海外研修細則」により、一定の期間に継続して海外の研究機関において研究する場合の取扱いを定めている。

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学技術の健全な発展を阻害しかねない事態を生み出している。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が求められている。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観の下に新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待に応えていく必要がある。

本学では､｢学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程｣､｢作陽学園倫理憲章｣を定め、研究に関わる者に責任をもち社会の信頼に応えられる行動をするよう求めている。また、「くらしき作陽大学､作陽短期大学 公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程」において、研究活動不正行為の防止に関する対応を規定するとともに､「くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領」において、公的研究費の適正な管理・監

査等について規定し、厳正に運用している。

研究倫理教育については、e ラーニングプログラムの受講や教職員を対象とした研修会等を行い、教職員の研究倫理に関する理解を深めている。また、毎年行っている科学研究費申請の説明会でも、研究不正防止についての研修を行っている。

4-4-③　研究活動への資源の配分

本学では、「くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程」に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。当該規程の対象となる研究には「個人研究」と「特別研究」の 2 つがあり、「個人研究」は本学専任教員個人が行う学術発展の為の研究である。「特別研究」は、本学の教育改善、研究の推進上必要であると認められる研究を指す。

「個人研究」は、上記規程と「研究助成基準」等に従い、期初に「個人研究助成金申請書」を対象の専任教員が作成・提出し学科長、学部長の確認を経て最終的には学長が決定する。承認された助成金の使用については、学科長、学部長、及び事務局が上記規程及び関連する規程を準用して確認の上、学長の決裁を経て執行している。期末においては、助成金を受けた専任教員は「個人研究助成金使用報告書」を作成し、学科長、学部長の確認を経て最終的には学長の決裁を得ている。

「特別研究」には、特別学術研究と特別教育研究があり、特別研究費の助成総額は年度ごとに別に定める額の範囲内で配分される。助成のための申請書は、学科長、学部長経由で提出され、「研究推進委員会」において申請の内容について採否及び助成額が審議され、学長が決定し学長裁量経費から助成する。

また、倉敷市や総社市との連携協定、企業との包括協定書、共同研究契約書、受託研究契約書などを締結し、研究活動のための外部資金の導入を進めている。

(3) 4－4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備は、今後も継続して行うとともに、教員及び学生の意向も調査しながら、更なる充実を図る。研究倫理、不正防止等については、今後も各規程に基づき適正な運用に努めていく。研究活動への資源配分については、更なる外部資金の獲得に向けた組織的支援の強化を図る。

［基準 4 の自己評価］

学長の適切なリーダーシップの下、教学マネジメントの機能性が維持されている。また、FD・SD 計画は、教員・事務職員等の垣根を超えた教職協働の取り組みとして推進している。

研究活動不正や公的研究費の不正使用の防止については、各種規程を整備するとともに教職員対象の研究倫理研修会等のコンプライアンス教育や内部監査を実施している。

また、本学では、「くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程」に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。

以上のことから基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

「学校法人作陽学園寄附行為」及び「学校法人作陽学園教職員組織規則」により本学の組織とその組織における職務権限を定め、「学校法人作陽学園くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則」、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」及び「作陽学園教職員倫理憲章」により倫理規範を定めている。また個人情報保護に関しては「個人情報保護に関する取り扱い事項について」に必要権限を定め、教職員に周知している。ハラスメントの防止に関しては「作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針」を制定するとともに、その内容を教職員に配布する「教職員便覧」に記載している。情報公開については「くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程」を定める等、適切な運営を行っている。

また、組織倫理を確立するため「学校法人作陽学園公益通報等に関する規程」を制定し、法令違反等に対する体制を整備するとともに、「学校法人作陽学園監事監査規程」を定めて経営面や業務面に対する独立したチェック機能の強化を確立することにより、誠実性を確保している。組織に業務監査の機能を持たせるため「学校法人作陽学園内部監査細則」を制定し、内部監査担当者による業務執行面や人事面における改善項目の抽出と改善の指示を行っている。

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

平成 27(2015)年度に中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」を策定し、令和元(2019)年度までの 5 か年間、経営の改善活動に取り組んだ。また、新たに令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「第二次経営改善計画」を策定し、改善活動を継続して行っている。

さらに、毎年、各部門の重点課題を達成するために、各部門が取り組む単年度重点目標を明らかにしている。各部署や個人は、この単年度目標を達成するために、それぞれの重点目標を設定して、目標達成のために取り組んでいる。

このように、本学では、使命・目的の実現のため、各部門が重点目標を設定し、目標達成のために、経営改善計画等を通して、継続的に活動している。

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組み、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズ・ウォームビズの励行、照明の LED 化、人感センサーによる照明の制御などを実施している。

本学校舎は平成 8(1996)年度以降に完成した建物であり、建築基準法を超える安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。

警備は、外部委託の警備会社が行っており、学内の安全が保たれている。

校地は全体にわたって緑化に努めており、改正健康増進法に基づき、原則敷地内は禁煙である。

危機管理については、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した危機管理マニュアルを作成して周知しているほか、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年行っている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

人権については、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、「作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針」を定めて、これに従い適切な対応を行っている。

また、全学共通科目「キャンパスライフデザインⅠ、Ⅱ」内で学生に対して人権教育を行うとともに、「人権教育委員会」を設置し、人権に配慮している。

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの推進を図る。また、危機管理マニュアルは、昨今の自然災害や社会情勢の変化を教訓とし、さらなる見直しを図る必要がある。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である理事会は理事長のリーダーシップの下に年間 7 回（4 月、5 月、9 月、10 月、1 月、2 月、3 月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議を行っている。5 月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。10 月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するなど適切な運営を行っている。

3 月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第 20 条に基づいて、翌年度の事業計画案等についてあらかじめ意見を求めている。また、5 月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。

理事の構成は 6 人以上 13 人以内とし、令和 6(2024)年度における理事会構成員は内部理事 3 人、外部理事 4 人である。

選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下の通りであり、適切に選任されている。

(1) 作陽学園学園長（現員 1 人）
(2) くらしき作陽大学学長、作陽短期大学学長、作陽学園高等学校校長、くらしき作陽大学附属認定こども園園長のうちから理事会において選任した者(現員 1 人､大学学長、短大学長は兼任)
(3) 評議員のうち評議員会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 2 人）
(4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 3 人）

監事の定員は 2 人以上 4 人以内となっており、現在の監事の数は 2 人である。監事は毎回理事会に出席し、積極的に意見を述べるとともに、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎年監査計画に基づいて期末監査及び期中監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、オブザーバーとして学長（理事長兼任）、学長補佐、各学部長、事務局役職者も毎回出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の 1 月に開催される理事会において理事及び監事の都合も勘案の上決定している。したがって、理事及び監事は、止むを得ない事情を除いて全ての理事会に出席できる体制がとられている。

(3) 5－2 の改善・向上方策（将来計画）

私学を取り巻く状況が今後さらに厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は本学園の永続を基本とし、経営意識を高め学園運営に努めていく。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

(2) 5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、「運営会議」、「改善向上会議」、「教授会」等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、学部長等学内役職者を含んでおり、法人と本学との意思疎通の場として機能し、互いが本学園全体の繁栄を目指して運営に取り組んでいる。

また理事長は、設置校の事務を統括管理する事務局が毎月行っている「事務局会議」にも必要に応じ出席し、日常的な諸問題等を把握し、指導を行っている。

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員を主とする会議等で、事務にかかる事項は職員を主とする会議等で、共通する事項については教職員合同の会議等で審議することを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、相互チェックが効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第 8 条において「法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第 15 条において以下のように定めており、監事は適切に職務を遂行している。

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)この法人の業務を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

(4)この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(5)第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7)この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2　前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監事は、「監事監査規程」に従い、年度毎に監査計画を策定してそれに基づき業務監査及び会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、監事はすべての理事会、評議員会へ出席し、日常の業務について積極的に意見を述べている。また、平成 23(2011)年度から監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、連携体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第 18 条において定めている。諮問事項（第 20 条）は以下の通りであり、理事会に先立って予め意見を聞き、決算及び事業の実績については報告し意見を求めている。

(1)予算及び事業計画
(2)事業に関する中期的な計画
(3)借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
(4)役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
(5)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(6)寄附行為の変更
(7)合併
(8)目的たる事業の成功の不能による解散
(9)寄附金品の募集に関する事項
(10)その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間 3 回（5 月、10 月、3 月）開催し、構成員は 19 人以上 29 人以内と定めている。

令和 6(2024)年度における評議員会構成員は、寄附行為第 22 条に基づいて 1 号評議員 4 人、2 号評議員 5 人、3 号評議員 5 人、4 号評議員 5 人である。

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と本学は、定期的に行われる主要な会議（「運営会議」、「改善向上会議」、「教授会」等）を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常に意思疎通、相互チェックを行える体制を整えている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、学部の特色や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋げていく。

なお、監査機能強化の観点から、監事、会計監査人、監査役が連携強化を図るため意見交換等の機会をさらに増やし、これを法人運営の適正化に活かしていく。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 2(2020)年度から 5 ヶ年の中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」に基づき 5 ヶ年の財務計画表を策定するとともに、教育研究費比率、人件費比率、教育活動収支差額比率、入学定員充足率の目標値を定めた。各年度の目標値は、決算対比で理事会にて報告し、進捗状況を管理している。

また、理事会において決定される予算編成方針の 1 つに、「学校法人作陽学園 経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛り込むとともに、毎年の予算編成作業においては、教職員へ上記の計画を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討を行っている。

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立に不可欠な外部資金獲得について、科学研究費助成事業に関しては、令和 2(2020)年には 2 件、令和 3(2021)年には 3 件、令和 4(2022)年には 1 件、令和 5 年(2023 年)には 2 件の採択があり、助成金の総額は約 5,551 千円である。また、受託研究に関しては、令和 2 (2020)年には 2 件、令和 3(2021)年には 2 件、令和 4(2022)年には 4 件、令和 5(2023)年には 4 件の締結があり、受託研究経費の総額は、2,600 千円である。

経常経費の節減については、経費の大部分を占める人件費や業務委託経費、施設設備修繕経費等も常に見直し､不要経費の排除や業務の見直しを踏まえた予算編成に努めている。

支出管理については、目的別予算管理を実施するとともに、会計管理システムにより執行状況をリアルタイムに把握、その状況を毎回の理事会に報告し、支出の適正管理に取り組んでいる。

その結果、過去 3 年間の決算状況は、令和 3 (2021)年度から令和 5(2023)年度における本学の経常収支差額比率（経常収支差額／経常収入）の平均は 17.7%で、高い水準を維持している。他の財務比率も良好であり、令和 5(2023)年度決算における本学園の積立率（運用資産／要積立額）は 93.7%と要積立額に対する金融資産の状況も万全であり、借入金もなく、健全な財務状況である。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の大部分を占める学生生徒納付金収入及び経常費補助金は令和 4(2022)年度以降減少傾向にあり、本学園全体の入学定員充足率も令和 5(2023)年度において「学校法人作陽学園 経営改善計画」の目標値を下回っている。支出抑制にも限界があることから学生数の確保はもとより、学生生徒納付金収入に依存しない外部資金の獲得、補助金収入の増額に向け、令和 6(2024)年度中に策定する「経営改善計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度)」に新たな数値目標等を掲げ、達成するための活動を行っていく。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①　会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び本学園が定める「学校法人作陽学園経理規則」等に基づいて、適正な会計処理を行っている。資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類のほか、部門別（学部等別）の収支状況をより詳しく把握するために本学独自の事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理、予算管理については、会計管理システムを利用し適正に処理している。

また、会計処理上の不明確事項等は、その都度、会計監査人と相談して処理し、補助金に影響を及ぼす可能性のある処理区分については、特に注意を払っている。

予算は、前年度の 3 月までに決定する必要があるため、学生生徒納付金収入や人件費支出等に関しては、予測による数値を基準として予算を策定している。また、修繕費等、想定外の支出が必要となる場合があるため、補正予算案を策定し、正確な予算額に基づいた事業活動収支の均衡を保てるよう、10 月開催の理事会及び評議員会の議を経て、補正予算を策定している。

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条による会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査人の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査（5 月）及び期中監査（12 月）がそれぞれ 4 日間実施されている。その内容は、主に資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、重要な会計方針及びそのほかの注記等の計算書類と、それらに関連する証憑書類について行われている。

監事監査における会計監査は、監査計画書に基づいた期末監査（5 月）及び期中監査（12 月、3 月）を計 3 日間実施し、監査機能の強化を図っている。

また、監事は会計監査人、内部監査部門との連絡会を年 3 回開催し、意見交換を行うなどして連携体制を整えている。

（3）5－5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制整備に努める。

［基準 5 の自己評価］

本学は「寄附行為」及び「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令順

守に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げることができる。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携と協働体制が取れている。学園運営に関わる重要な会議体も、教員と職員とが合同で組織し、教学部門と管理部門とが一体となっている。そのことにより、教員と職員との密接なコミュニケーションと連携による協働体制が機能している。

基準 6. 内部質保証

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

平成 7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽短期大学 自己点検・評価等実施要綱」を定め、「改善向上会議」「自己点検委員会」を中心として内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。

「学校法人作陽学園寄附行為細則」には、点検・評価と組織について以下の通り定めている。

(内部質保証方針)

第 6 条　くらしき作陽大学及び作陽短期大学（以下「大学」という）は高等教育機関として社会の負託に応えるため、教育研究上の目的等を念頭に置いた質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証における取り組みを恒常的に推進する。

(点検・評価)

第 7 条　大学は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育研究等の状況について年度ごとに自ら点検及び評価を行うこととする。

(組織と実施方法)

第 8 条　大学は､学長を委員長とした自己点検委員会を設けて点検､評価を行う事とする。実施方法については別に定める。

点検・評価は、理事会の下に設けられた「改善向上会議」が所管している。「改善向上会議」は、議長を学長として、学長補佐、各学部長、併設短期大学学科長、事務局幹部等で構成している。「改善向上会議」の下部組織として、「自己点検委員会」、「学園 IR」等がある。

「自己点検委員会」の構成員は、学長を委員長とし、委員は学長補佐、各学部長、併設短期大学学科長、事務局幹部等である。「学園 IR」の構成員は、事務局の各部署長から任命している。

このように本学では内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では全学的な内部質保証方針のもと、その組織体制を整備し、責任体制を確立している。今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学の教育改善に向けた改革を引き続き行っていく。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は、「本学のディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを起点とする教育の質保証」と「学則に明記された本学の目的を実現するための本学全体の質保証」という本学内部の質保証のために行っている。それは当然「教育の質」と「本学全体の質」の改善・改革のための営みでもある。そしてそれらを自主的・自律的に行うための典拠が、前述した「学校法人作陽学園寄附行為細則」における点検・評価と組織に関わる条項である。

本学では「改善向上会議」において毎年、前年度の自己点検項目を見直した上で新たに自己点検項目を定めている。それに沿って「自己点検委員会」が自己点検・評価を行うとともに、4年に一度は日本高等教育評価機構の定める自己点検評価項目に基づいた自己点検評価書を作成し、本学ホームページ上に公開している。

また、各部署から偏りなく選出している「自己点検委員会」の構成員は、自己点検・評価の進捗状況等を折にふれて各部署に報告している。したがって、自己点検・評価については、その結果のみならず過程に関する情報も学内で共有している。

それだけでなく、自己点検・評価の結果は、「改善向上会議」が、「自己点検委員会」と連携しながら学内の改革改善のために活用している。たとえば、自己点検・評価によって見出した課題は、本学の年度ごとの基本方針に反映させている。この基本方針は理事長が定めるものであり、各部署と各教職員は、この基本方針に基づいて本学全体、学科、事務局及び個人の重点目標をそれぞれ設定する。各重点目標の達成状況は、「運営会議」で報告されるとともに、「FD＆SD 全教職員会議」においてそれぞれの取り組み方、進捗状況、及び達成状況を発表するので、自己点検・評価の結果と同様、学内で共有できる。そして重点目標達成への取り組みにより教育の質と本学全体の質の改善を図っている。

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の内部質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの分析は、主として教育支援室と「学園IR」が行っている。平成28(2016)年度に「改善向上会議」の下に「IR推進室」を新設した。平成23(2011)年度に設置した「高等教育研究センター」をIRに特化したものである。現在は「学園IR」と改称し活動している。

令和5(2023)年度に実施し、令和6(2024)年度にも実施又は実施予定のものは、「授業改善アンケート」、「学修行動調査」、「学生生活満足度調査」、「卒業生対象アンケート」、「企業対象アンケート」、「GPS‐Academic」等である。

これらの集計・分析結果は、教育支援室及び「学園IR」が取り纏め、「改善向上会議」へ報告するとともに、報告書をもって全学に周知、改善活動に活かしている。

（3）6－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「改善向上会議」「自己点検委員会」を中心に、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っており、学内の改革改善のために活用している。また自己点検・評価活動は学内で共有するとともに、4 年に一度は日本高等教育評価機構の定める自己点検評価項目に基づいた自己点検評価書を作成し、本学ホームページ上に公開している。

また、様々な調査・データの収集を行い、その集計・分析結果を「改善向上会議」へ報告するとともに、全学に周知し、改善活動に活かしている。

今後さらに具体的な改善に繋げられるよう、調査内容の見直しとさらに充実した分析を行っていく予定である。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定

基準項目 6－3 を満たしている。

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である「自己点検委員会」は、学長、学長補佐、各学部長、併設短期大学学科長、事務局幹部等から構成される「改善向上会議」の下に設けられている。

「改善向上会議」は年度ごとの活動計画を決定し（Plan）、評価項目の見直し等を行った後、学部・学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施（Do）され、その活動点検（Check）は、下記（①～⑤）に述べる手続きで「自己点検委員会」において実施される。活動の結果に関しては、「改善向上会議」に逐次報告され、課題がある場合は適宜対応し、改善や規程の見直し等を実施している（Action）。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検委員会」における具体的な活動は以下の通りである。

①現状の課題：当該年度初期に設定する（前年度からの継続実施事項を含む）。

②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。

③実施状況：推進部署等において、当該年度中に活動状況を記録する。

④「自己点検委員会」を適宜開催し、②③について確認するとともに推進・修正を行う。

⑤当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動はPDCAのサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度である。

こうした「自己点検委員会」による自己点検のほかに、本学では年度単位の重点目標の

達成に向けての PDCA サイクルと、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルも並行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルは次のように展開される。まず、年度ごとの重点目標の基となる年度の基本方針を「運営会議」「理事会」の審議を経て、理事会が決定する。この基本方針に基づいて、学部・学科、事務局及び事務局各部署が重点目標を設定し、さらに教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する（Plan）。その上で各部門の長及び個々の教職員は、それぞれの目標達成に向けて行動し（Do）、各部門は年 2 回の「FD＆SD 全教職員会議」において、その達成状況について中間報告と結果報告を行う（Check）。

年度末には、個々の教職員はその目標達成度を自己評価するとともに、上司の評価を受ける。各部門と個々の教職員はこの自己評価やフィードバックされる上司の評価に基づき新たな課題に取り組む（Action）。

また、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルにおいては、各教員が 1 年を単位とした教育と研究の成果と自己評価を「業績貢献自己報告書・人事評価表」としてまとめている。

この「業績貢献自己報告書・人事評価表」は「教育」、「学生支援」、「研究（演奏を含む）」、「管理運営」、「社会貢献」、「人事」に関する職務領域ごとに記載する欄を設けている。教員はそれぞれの職務領域での目標を設定し（Plan）、1 年間の活動（Do）の結果を報告するとともに、「自己評価」を記載（Check）する。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う（Action）。

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の自己点検・評価活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することが中心である。近年においては、それぞれの学部学科における定員割れ解消が最重要課題とされており、理事長は年度の基本方針においても問題解消を掲げ、教職員は重点目標として日々努力しているが定員充足には至っていない。

今後においても「自己点検委員会」は、改革活動を PDCA サイクルに対応させてより積極的に展開するために、これまでの活動の継続はもとより、自己点検・評価活動から抽出された諸課題や改革案について検討し、課題解決を推進する体制を構築することによって、教職員の自己点検活動に対する意識を高め、自発的な改善活動に繋げていく。

［基準 6 の自己評価］

本学では全学的な内部質保証方針のもと、その組織体制と責任体制を確立し、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、教育改善に向けた改革を行っている。また、自己点検・評価を年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルにも対応させて展開することにより、教職員の自己点検活動に対する意識を高め、自発的な改善活動に繋げている。

以上、定員確保等の課題解決には至らないものの、内部質保証の組織体制を整備しており、基準 6 を満たしている。